

別表十中大阪入国管理事務所の項中「和歌山県」を「和歌山県・兵庫県の内伊丹市」に、神戸入国管理事務所の項中「兵庫県」を「兵庫県(伊丹市を除く)」に改める。

別表十中高松入国管理事務所の項中「岡山県」を削り、同項の次に次の二項を加える。

広島入国管理事務所 広島市 - 広島県 岡山県 島根県

島根県 山口県の内岩国市

別表十中松江入国管理事務所の項を削り、下関入国管理事務所の項中「広島県・山口県」を「山口県(岩国市を除く)」に改める。

別表十一中札幌入国管理事務所釧路港出張所の項の次に次の二項を加える。

札幌入国管理事務所稚内港出張所 稚内市

札幌入国管理事務所根室港出張所 北海道根室郡根室町

別表十一中仙台入国管理事務所釜石港出張所の項の次に次の二項を加える。

仙台入国管理事務所酒田港出張所 酒田市

別表十一中東京入国管理事務所羽田空港出張所の項の次に次の二項を加える。

東京入国管理事務所立川出張所 立川市

別表十一中名古屋入国管理事務所伏木富山港出張所の項の次に次の二項を加える。

名古屋入国管理事務所敦賀港出張所 敦賀市

別表十一中高松入国管理事務所宇野港出張所の項を削り、高松入国管理事務所新浜港出張所の項の次に次の六項を加え、不関入国管理事務所広島港出張所の項、下関入国管理事務所尾道港出張所の項、下関入国管理事務所吳港出張所の項及び下関入国管理事務所岩国空港出張所の項を削る。

広島入国管理事務所尾道港出張所 尾道市

広島入国管理事務所吳港出張所 舟井市

広島入国管理事務所宇野港出張所 玉野市

広島入国管理事務所岩国空港出張所 岩国市

別表十一中福岡入国管理事務所博多港出張所の項の次に次の二項を加える。

福岡入国管理事務所板付空港出張所 福岡市

この法律は、昭和三十二年七月一日から施行する。

附 則

○松平政府委員 法務省設置法の一部を改正する法律案についてその趣旨を御説明します。

出入国管理行政は、申すまでもなく、わが国における外国人の公正な管理制度を目的とするものであります。その基調は、あくまで円満な国際常識にのっとりつつ、国内治安その他の国民の安全及び利益の面を考慮し、円滑かつ強力にこれを実施することでなければならぬと考えておりますが、最近における諸外国との国交の回復、国際連合加盟等によりわが國と外国との往来はますますひんぱんとなり、外国人管理行政は今後ますますその複雑性と困難性を加えるものと思われます。

そこで、政府は、これら的新事態に對処するため、この際出入国管理行政の機構上の不備を改善し、一そく適切な業務の運営を行ひ得るよう、その体制を整備いたしたいと存じまして、本法律案を提出いたした次第であります。

以下本法案の内容について概要を御説明いたします。

第一は、広島入国管理事務所の新設であります。出入国管理行政の地方機関の中枢をなす入国管理事務所は全国十二カ所に設けられておりますが、現

の空港における出入国審査事務の充実を期したいと存ずるのであります。

第三は、神戸入国管理事務所の管轄区域中、兵庫県伊丹市を特に大阪入国管理事務所の管轄に変更することであります。

現在神戸入国管理事務所の管内にあ

る伊丹空港は、客年九月日本航空株式会社の沖縄定期航路が開始されて以来、同社航空機の発着がとみに増加

し、乗員乗客の出入国ないし寄港地上には下関入国管理事務所の港出張所が設けられているのみで独立の入国管理事務所がなく、中国地方における統一

的な治安対策の実施等について関係機関との連絡にも事を乞き、業務の遂行に種々不便を来たしているのであります。

同時に大阪入国管理事務所をしてその審査に当らしめるのが便利でありますので、この際伊丹市を大阪入国管理事務所の管轄区域といたしたいのであります。

以上が法務省設置法の一部を改正する法律案の趣旨でござります。何とぞ、よろしく御審議のほどをお願い申します。

○相川委員長 これにて提案理由の説明は終了いたしました。本法案に対する質疑は後日に譲ります。

○相川委員長 これにて提案理由の説明は終了いたしました。本法案に対する質疑は後日に譲ります。

○相川委員長 次に防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし質疑を続行いたします。西ヶ久保重光君。

○西ヶ久保委員 小瀧国務大臣が見えておりますが、増原次長がお見えでありますので、去る四日に起りました美保飛行場における自衛隊航空機事故について若干お尋ねしたいと思ひます。

問題の核心に入る前に、C46が自衛隊にアメリカから譲渡されました當時

のいきさつを、簡単に増原次長から御説明願いたいと思ひます。

○増原政府委員 C 46は御承知のよろ
に輸送機でござります。これは昭和三
十年に米国から相互援護協定に基きま
して、いわゆるM D A Pによりまして
供与されたものでございます。
○西ヶ久保委員 何機、どのような形
で供与されたものか、そうしてこれに
対して現在使用している機は幾機か、
そういう点についての御説明を願い
ます。

○増原政府委員 M.S.A.援助によりまして三十機を供与を受けておるわけでございますが、そのうち一機が先般の事故でなくなりましたわけでございました。現在まで持つておりますものは十六機でございまして、それは確かに二機は浜松の整備学校で教材としてこれを用いておる、残余のものは部隊において整備中でございます。

○西ヶ久保委員 三十年に三十機供与された飛行機が、二年足らずの期間に稼働する飛行機が十六機と申しますと、あとの十四機は全然稼働してないでございますが、アメリカから供与されるときに、三十機は三十機そのまま完全に使用される形で供与されたのか、その間の事情をもう少し詳しく――アメリカが全然使用できないものを供与したのか、完全なる使用される形のままで供与されたのか、その点がわれわれとしては全然納得が参りません。従いまして三十年足らずの間にいわゆる全然使用不可能な状態になつたのか、その間の事情のか、あるいは供与された當時のこの飛行機 자체の性能、あるいは使用にたまるかたえない

か、こういった具体的な御説明を一つ
御希望したいと思います。

○増原政府委員 三十機もらいました
ものは三十年一月でございまして、も
らいます際は前年の二十九年に米国側
でオーバー・ホールをいたしまして飛
行可能な状態でもらつたわけでござい
ます。自後飛んでおりますうちに小修
理、大修理等もだんだん必要とするわ
けでございまして、そういう意味で今
修理をいたしておりますのは、十
六機と二機を除いた残りの十二機が整
備をいたしておりますという段階でござい
ます。

○西ヶ久保委員 もちろん飛行機が消
耗するものであることは承知しております
が、C 46はアメリカにおいてすでに
にその製作会社がなくなつておる。
従つてこれが修理等をするには、部品
その他の関係でなかなか容易でないと
いうことも承知しておりますが、C 46
をアメリカが供与する場合には、すで
にそういった情勢がわかつておつたは
ずであります。従いましてこれが供与
を受けましても、使用する過程におい
て、今次長がおっしゃつたように、二
年足らずで半数近い飛行機が使用でき
ないような状態になつておるというこ
とは、この飛行機が相当老齢に達し
ちょうどわれわれがボロ自動車を持つ
て、修理に追われ、修理しながらも完
全な運転ができないという状態が間々
あるのであります。このC 46につい
ても同じようなことが言えるんじや
ないか。すなわちアメリカで相当期間
使って、飛行機として使う限界を越え
た、あるいは越える時期に——これを修
理をいたしましても、さらに今度はその
飛行機を作った会社がないということ

で、今後の修理にも大きな支障がくることはわかつております。そういったあたりに将来に対し不案を内包しながら受けた三十機のC 46は、これを受けるその性能を發揮して使用できるといふ自信があつて受けたのか、あるいはいたあらゆる点を総合的に御検討になつて、これを供与を受けるならば、十二分にこれと同様の修理が可能であると想ひます。

○増原政府委員 C 46は、お述べになりました通り、現在は製作いたしておらない種類でございます。當時もらいまするときも製造いたしておらない飛行機であるということはわかつております。従いまして修理、補給等のための部品の入手が、現在どんどん作つておる飛行機に比べて思うにまかせないという状況は、推定をいたしておつたわけでござります。しかしながら、相当不自由はありますしても、なお部品等が入手可能であるという見通しを持ちまして供与を受けたわけでございます。その後部品を入手いたしますのには、製造会社が新品の部品をどんどん作つておるようにはいかないことは予想した通りでございます。しかし相当不自由ではありまするが、部品の補充はその後可能でありますて、部品を補充してこの飛行機を飛ばし続けておるわけで、三十機のうちで、現在可動十

六、そのうち一つがつぶれたわけであ

りますが、十六と教材一機のほかのものを整備しております。これは自衛隊における第一段階と第二段階の整備をいたしておるわけであります。これが整備を終れば、また可動になる。可動をしておるものでまた修理をするものは、部隊修理でまた動かなくなると、いう形でございまして、大体三十機中十六機の可動というのは、成績を認め良好とは申し上げられませんけれども、通常の状態であるというふうに考えておるのでございます。

できるのではないかという点がありますので、今伺つてゐるのですが、三十機の中で十六機が可動することは決して不良ではないとおっしゃるけれども、私に言わせると、ほんとうに安全度が非常に強くて——これはもちろんどんななりつぱな飛行機でも不測の事故は起りますけれども、いわゆる不測ならざる事故の起る状態を内包しながら飛んでいる。これは昨年の八月でしたか、新聞記者諸君が乗った飛行機が非常な危機にさらされて、当時新聞は相当騒ぎ立たなければ、こういった例等もございまして、私はこの飛行機の入手の際における防衛廳とアメリカとの状態に対する不安を持つておる。そういたしますと、この飛行機だけではなく、アメリカから供与されるあらゆる兵器というものが、国民の相当大きな税金を使ってあなた方が日本防衛を担当するとおっしゃいながらも、実際においてはいざ事があつた場合には、C-46のように、あらゆるアメリカ側から一方的に供与される兵器というものでは、実際には使えぬのじやないか。使えないで、ただ格好は兵隊の格好をしてるけれども、実際に役に立たぬといふような国民的な不安があることもしないで否定できないと思う。そういうたわけで、今度のC-46の事故は、C-46だけでなく、日本の自衛隊それ自身が持つての大きな対アメリカ関係から生まる矛盾と申しますか、自己崩壊的な素因を持つてゐるんじやないかということを非常に危惧するのであります。從いまして防衛廳當局は、今度の事故をただ単にC-46が何かの原因であの海中へ突っ込んだということだけではなく、

私は防衛庁それ自体の中に大きな反省と大きなる自己批判をしながら考えていただからなければならぬと思う。私どもは自衛隊の廢止を主張してゐるものでありますから、現存してゐる自衛隊というものは国民の負担によつて運営されてゐる。それがそういうことでは、これは国民にとつてはまことに重大だと思う。従いまして、このC46の入手に関して今指摘したような点も感じますし、今あなたの御答弁によりましても、当時いま少し防衛庁当局は考慮して、特に部員等の入手も困難であることが予想され、あるいはその他の点もあるようでありますから、もう少し慎重に考えて、あるときにはほしいものであつても、それをアメリカが供与するということがありますから、日本の防衛庁としては相当検討をして、ほしけれどもあえて今言つたようなことを防止する意味からもこれを一應拒否することがあつてもいいんじゃないか、私はこう思うのであります。従いまして、過去において日本がアメリカからいろいろな武器を供与されておりますが、その中でこのC46のようないつた場合に、いわゆる武器の供与本側が考へても何か不安なようなものも多々あるのじゃないかと思う。そういうふうな武器を供与するといふに對して日本がアメリカに對して拒否をした事実があるか。こういう兵器あるいはこういう武器を供与するといふに對して、今までには全面的に、無条件に日本側はこれを受け入れてきたのか。あるいは何かそういったことを予測して拒否した事実があるかどうか。この点に對する過去の例がありましたら、お示し願いたいと思います。

に対しますお答えをしたい、と思います。C 46 は、何というか不安な、そういう御質問が前段にござりまするが、先ほど申しました C 46 は現在製造をいたしておらない、従つて部品の入手等も現れません。入りました際には間に合せであるという意味で手頭ございません。部品は完全に整備をされまして、安全に飛べるということを確認しませんけれども、その飛行機は飛ばないのでござります。従いまして、部品の入手が若干不自由であり、あるいは困難であるということの現われまする面は、整備の機数が現在三十機のうちで十六機あります。飛んではおりませんが現実に使つておる整備学校の二機と十八機でありまするが、これが部品の入手がきわめて円滑でありまするならば、さらにあと三機なり四機なりというものが當時可動という形で動く、そういう意味で現われてくるものでございまして、動いておりまするもの自体が、間に合せまするが、この形のものは C 47 といいます。これがございます。われわれとして C 46 はいわゆる型として古いものでありまするが、この形のものは C 47 といふのがござります。われわれとしては、どちらかといえば、C 46 よりは C 47 をほしいというつもりはござりますが、C 47 を供与したい、これは整備補給等をやりまして、安全度等において C 47

劣るものではないわけでございまして、十分に——大体三年に一度くらいで機体のオーバー・ホール——アイランディングと称しておりますが、機体のオーバー・ホールを行い、エンジンの方は大休米国基準では千二百時間でオーバー・ホールを行いますが、若干の安全度を見まして、七百時間でオーバー・ホールをするという基準によりまして今連航をいたしておるわけでございます。そうした機体及びエンジンのオーバー・ホールを適当にいたしましておきまして、これを使用いたしておるのでありますて、機体の形式が古いとおもふならば、安全度において心配のあるものではないという技術的な見地でおきまして、これを使用いたしておるということは、スピードであるとか、トス昇力であるとか、離着陸の距離とか、いろいろな面においてだんだん新しいものが優秀な性能を持つ、そういう優秀な性能のものがだんだんはしいわけではありますと、これがあることになりますと、これがあることが——航空自衛隊及び陸上自衛隊の落下傘部隊の訓練にも使うわけになりますが、これはせひともなくてはならないということことでこの供与を受けたわけでありまして、向うがくれようといふものを無条件で無批判に受けたわけではないでござります。

場合には、こういうものの供与を受ける以前に、こういう目的のものを供与されたいという要望をこちらが出すのあります。それが対してこういふものが供与可能であるという話が参りましたときには、その性能その他を考慮せまして、こちらは受け入れを決定するわけでございまして、向うが言つたものは何でも、夏も小袖でもうわけではありません。航空機の関係におきましても、われは海の関係と記憶しておりますが、やはり古い形式のものを、供与可能であるというふうに米国側から連絡がありましたものを、全体としての訓練、将来的の防衛ということを考えせまして、受け入れを決定するわけでございまして、航空機の関係におきましても、これは海の関係と記憶しておりますが、ひ将来の防衛を考えまして、種目が多種にわたることを避けるために、それはわが方で供与を適當と認めないといふことで受けなかつた例はあるわけでございます。それから今記憶に浮かびますのは、船の関係で供与可能を認めないといふことで受けなかつた例はあります。これは難船でございまして、申し出られた、これは難船でございますが、やはりわが方の使用及び防衛面でございまして、適當でないものは他との受け入れをしなかつたというものもあるわけでございます。陸の方面でも、現在受けております七十五ミリの榴弾砲等につきましては、向うの方では、さらに多くの数を供与可能であると申して参りましたが、やはり使用の關係、将来の防衛の関係をにらんで七十五ミリについては現在以上に受け入れの必要がないということを受け入れをしなかつた。そういう事例は陸海空でございましたが、わたってあるわけでございます。防衛の問題及び種目が多種多様にわたつて

○飛鳥田委員 関連して、今C46の部品について盛んにお話がありましたが、昭和三十年度の決算の検査報告を見ますと、これには、この年度においてC46輸送機の部品を、一千百四十万円よけいなものを作つてしまつたということが書かれております。一体こういう見えないものを買ひ取つてしまつといふやうな方では、C46が修理その他が完全であつたかどうかも疑いを持たざるを得ないわけですが、一体どういう事情で、どんな行き違いで一千百四十万円も使えない部品を買ったのか、ますこれから御説明いただきます。

○増原政府委員 御指摘になりました会計検査院の批難事項のC46の部品の、これを買いますに至りましたいきさつは、当時C46をもらい受けまして、あまり日時のたつておらないときでございますが、わが方において、技術的にどういうものを部品として、カタログそのに基きまして拾い上げて注文をするかということについて、残念ながらまだ十分の知識、経験がなかったわけでございます。従いまして、顧問団及び極東空軍の方へC46の予想される必要な部品購入についての知識を求めたのでございます。その際と略称しておりますが、台灣にある航空整備会社——これは米國の方でこう与されました三十機は三十年の一月にもらいましたが、その前の年、CATと略称しておりますが、台灣にある航

方に米軍が依頼をし、検収をしてわが方へ供与をしてもらうわけですが、その間は、このCATへ問い合わせさせて、そして必要な修理部品のカタログを作つてもらうことが適當であろうという助言がありましたので、係官を台湾のCATにやりまして、そうして必要な整備部品、購入品目の表を作つてもらつたわけでございます。これに応ずる技術カタログその他を当時わが方としてもらひ受けたわけでありますから、これはだんだんと補備訂正、差しかえを要するような形のものであります。が、その補備訂正がまだ十分でないというのもでなく、その後これを完全に整備をいたしました。そのためそういうものと若干照らし合せましたが、大体このCATの部品目録に従いまして購入をいたしました。そのため相当部分のものが同じC46であります。でも型式の違うもので部品の異なるものがあるわけであります。この異なる型式のC46のものが入つておる、一部は不工合のものがあるということになりましたので、会計検査院の指摘がありましたのに基きまして、相当部分のものは無償交換で現在わが方の使用しておりますC46に適合するものに改めました。簡単な部品はわが方の補給所で手入れをしまして、使用可能にいたしました。結局においては自後の善後措置ではございますが、無償交換を行いましたものと手入れを行いまして措置したものによりまして、この部品類は全部適当にこれを使用することができます。形に善後措置としてはいたしたわけですが、そうした十分の知識経験がなくて、CATの備品目録によつたというふうなところはまことに遺憾

でございまして、現在はそうした技術力タログその他の十分整備をいたしまして、わが方の知識経験で正確な目録を作り、これを購入することができる段階になりましたが、当時はそういう状況でありましたことに遺憾に存ずるわけでござります。

○飛鳥田委員 お説を伺っておりますと、非常にもつともな感じがいたしますが、しかし一体自衛隊では自分の所有となる飛行機がC 46のA型であるかD型であるかという区別さえ知らないのですか。それから伺いましょう。

○増原政府委員 もとより承知しております。

ば、CATのカタログの中にA型とD型の部品は区別をせられておったといふ話であります。自分の隊がD型しか

持っていないということを知っている
にもかかわらず、明らかに**A**型の部品
であることを表示してあるものまで注

文をする。その注文の仕方は、めんどうだから、何ページから何ページまで載っている部品全部、こういう注文の仕方をしますが、一本二

人ですか、これから伺いましょ。

○増原政府委員　注文係はもちろん英語のわかる者でチェックさしたわけであります。が、當時としてはまだ知識経験

験が十分ありませんでしたので、大体においてCATの目録というものを信頼をして発注をしたところに遺憾の点

○飛鳥田委員 もしも英語が少くとも中學卒業程度にお読みになるならば、A型の部品であるかB型の部品であるか

るということに、明らかに単なる不満意という程度を越した作為があると私たちは考えるを得ないわけです。しかもそれはアメリカ軍から引き渡された技術命令書と先ほどおっしゃいましたが、テクニカル・オーダーによればもつと明確にわかるはずであります。補備訂正を必要としたというお話をあります、しかしその部分についてどういう補備訂正が必要であったかをそれじゃお示しをいただきましょう。

○増原政府委員 拘備訂正というのは差しかえの意味でございます。カタログの差しかえを意味するものでござります。細部について私的確に御説明のできない点のあるのはまことに申しわけございませんが、このテクニカル・オーダーその他によってしさいに照合点検しますならば、今飛鳥田委員の仰せの通り誤謬を発見てきたわけであります。それだけの経験なり時間なりとあります。そのものを當時としては十分に持ち合わせず、まさかなかつたというところに遺憾の点があるわけでございます。

○飛鳥田委員 十分に照らし合せてみればわかつたはずだと今あなたもおっしゃるわけです。これは自分の財布の中からお金を出して物を買うわけではありません。国民の税金の中から何億というお金を出して買うわけであります。経験が足りなかつた、十分に検査しなかつたということで済むことでしようか。そう自分の小づかい錢を使ふように心安くお話をなさらないでいただきたいたい。まず第一に、このCATに注文をなさるときに当初は第一物産、伊藤忠、三菱、米井、この四社であります。契約しようとなさつたそうであ

す。ところが三菱は親切にもCAT車から
のカタログを見まして、C46D型には不適当であるということを発見して、調達本部長にその旨を添註してござ
る契約を辞退したという事実があるはずです。注文する前に、もう注文しないと
うとした商社の方が、これはもうD型

には不適当ですよ、A型の部品でよ
よ、だからお買いになるのはおやめな
なつたらどうですかと注意して、私は
そんな非良心的な注文はいたしません
と断わって引っ込んだ、こういう話で
え私たちには聞いておるわけです。そ
ういう注意をちゃんとと説達本部長はお開
きになりながら、押しきつてD型しか
持っていないのにA型の部品を御注文す

○増原政府委員 これは全部 A 型で
はありますか。
（答）はい、全部 A 型であります。

あつてあれしたわけでなく、一部そぞういうA型のものがあつたということござります。そうした三菱の方から

の、このカタログの中に一部**A**型のメタルがあるという申し入れがあったことは、私ども事後承知をしたわけであります。当時は、尚未ご申し上げませんでした。

が、その方面的の知識が十分でなくて、わが方の飛行機をオーバー・ホルをしてくれたCATに行って目録

もらつた、そしてそれを相当信頼した
というところに遺憾の点が出了るものだ
あるということです。

○飛鳥田委員 その経験が不足で、知識が不十分であったということだけはわかります。まだまだ幾らかわかり

ます。国民のお金を経験不足知識不足で乱費されではたまらぬのですが、しかしそれでもまだまだわかります。だが、怪偽が足りない、粗餗が足りない

い、わからないものをお現に三段からえてもらつておる。あなたは上官とて、そういう忠告があつたことを事文を発する前にそのことを知つていいのです。そういう忠告を受けねばならないは事後に承知なすつたかもしけれん。しかし調達本部長は少くともA型の使えない部品をに、強引に、A型の使えない部品をんだものを、何ページから何ページまでというような注文の仕方をする。ところがそういう忠告を頼みに、強引に、A型の使えない部品をいたしまして、それで何うござりまへん。しかしさういうことは、これは常識では解説できないわけです。精神病院か何かで行なわれることならばわかります。しかし調達を持った者として、増原さん自身そういう事実を今からお考えになつていただけますか。もしそうだとすれば、少くともそこに何か不正があると考えざるを得ないであります。この点について十分お調べですか。新等によりますと、訓告、戒告を受けたということであります。一千四百四十九もむづづかいをしておいて、戒告程度いいのでどうか、そしてまたこのような重要な事態について戒告程度でよろしいどうか、一つ十分お聞かせいただきたいと思います。

教後しめまほ注る

常ねぎとシ組すま

れとか

聞こと

三度方と

天 た か

たが

10

卷之三

第一類第一界

いに事後とれたわけでござります。この問題について、責任者その他についてよく調査をいたしました上で、今お

述べになりましたように、处分としては戒告、訓告等の措置をいたしたわけでござります。

○飛島田委員 防衛庁のいろいろな予算の執行の状態を見て、いきますと、よその官庁といたぶ違つて、いるよう、恩があります。そこで、たとえば三十一年度の予算執行について、今問題になつております器材費あるいは施設整備費というようなものをどの程度に消化なすつていらっしゃるのか、伺いたいと思います。三十一年度の中間の御報告でけつこうです。

算執行状況につきまして、一応御説明申し上げますと、昭和三十一年度における成立予算額は千二億円でございまし

て、これに前年度からの繰越額二百二十八億円を加えました額がいわゆる予算現額となりまして、予算執行のもととなる金額でございます。この金額が約千二百三十億円であります。このうち一月末日までに支出負担行為いたしました金額は八百五十六億円であります。また、予算現額に対しまして支出負担行為金額の割合は六九・六%というふうに相なっております。また一月末日までに支出いたしました金額は六百八十六億円でございまして、同じく予算現額に対する割合は五五・八%といふことになつております。このうち器材費につきましては一月末の契約済み額が三百二十三億円でございまして、支出済み額は百五十九億円、それから施設整備費につきましては、契約済み額が七十四億円、支出済み額が四十一億

千万円、艦船建造費につきましては、
契約済み額が百七億円、支出済み額は
四十八億二千二百万円、こういうふう

○飛鳥田委員 今お読み上げになります
した数字を伺つてみましても、予算の執

関連質問でありますので、そう長くないわけです。まあ他の官庁に比べてお金がざくざく余っておるという状況でしよう。こういうところから、今申し上げましたように、めんどくさいから、何ページから何ページまで載つておる部品全部といふうないかげんの注文の仕方が始まるのじやないかということを、私たちには考えざるを得ないわけであります。こうしたいろいろなもののが注文その他についてもつと真剣になつていただかなければ困る、こう私は考えるわけです。

いたしますのは、西ヶ久保さんにて御迷惑ですかから、これでやめますが、ますます第一に、注文する前に、使えないものだということを三菱からちゃんと忠告があつたという事実に対し、調達本部長はどう処理されたか。当然これは上司に報告をするなり再検討を命ずるなりせらるべきであつたらうと思います。一休どういう処理をなすておつたのか。使えませんということを忠告を受けたるにもかかわらず、注文をしておる、こういう点であります。その点を十分お調べをいただいて御報告をいただきたいということ、それからCATは別にさして秘密事項を含んでおりません。従つてA型とD型くらいの区別は私たちが見てもわかるはずです。従つてCATのカタログとテクニカル・オーダーを見せていただきましょ

う。それで**A型**と**D型**が専門家が見て
もわからぬという程度のものであるな
らば、私たちは納得いたします。この

○増原政府委員 若干の御説明は経理
ことを次会に御報告いたしますよ
にお願いをして、私は打ち切ります。

○ 詣ヶ久保員　四日になりました美
保のC46の墜落に関しまして、防衛省
では特別調査委員会を作つて調査をさ
れておりますが、具体的な質問に入る前
に、当局から今までに調査された事項
について、簡単に、しかも要点をはつきりおっしゃつてここに御報告をお願い
いたします。

○ 増原政府委員　C46が事故を起し
して尊い十七名の犠牲者を出したま
ことは、まことに遺憾千万で申しわけな
いと思います。

ないと思います。このC46は航空自衛隊の美保の部隊に譲りおりまして、当月三月四日はこれは訓練の意味を挟みました定期便を行なつておるわけですが、月曜日の定期便として美保を朝立ちまして、伊丹、小牧、浜松を経て立川に参りました。立川を午後三時三十分に出発をいたしまして、大体六時半ごろ美保に到着をする予定で帰つて参ったわけでもありまするが、この着陸寸前の六時四十分ごろ、沖合いにありまする大根島と飛行場との中間の中海で滑走路の西の端の方から約八百メートルのところに墜落をいたしたわけでございます。当日乗つておりましたのは機長の美保派遣隊所属の佐藤三佐等を含めまして十

七名。乗務員は六人であります。美奈子
派遣隊所属の航空自衛官が六人、陸上
自衛官が一人、航空情報社の主幹及び

編集長でありまする民間の方々が二人
米軍軍人が二人、合計十七人が同乗
たしておつたわけでござります。

美保は通常西風の吹くことの多いところでございまして、普通東の方から着陸をいたす飛行場でござりますが、当日は東から若干北に寄つた風が、風速は大体秒速にして六、七メートルの風が吹いておりましたので、平素とは反対の方向に着陸をするという状態で帰つて参つたわけでございます。し體この飛行場の付近におきましては雲の高さは二段になつておりますが、一番低い雲の下辺が大体六千フィートくらいの高さで飛んで参りましたものが、GCAの誘導によりまして着陸しようとして五百フィートとなりまで下つて参りまして、飛行場の標識その他が見える状態になりまして、いわゆる有視界飛行という形に入つたわけでございます。そうしてたん東から細長い半島を越しまして西の方へ参りまして、大きく北の方へ回をして着陸をしようとしたのであらままするが、若干風に押されたものと判断されます。うまく旋回ができなかつたので再び半島を横切りまして東に山ました。こうした場合の通常の着陸の方式によりまして北に旋回をしまして、そうしてさらに西の方へ行って、東へ一べん出て北へ回つて西から

る雲高が五百以下では着陸させないわけがありますが、六百フィートでありますから、ために、通常の形において着陸をさせようとしたところ、最後の旋回のところで驟雨にたたかれた。これは若干推測が入りますが、當時六時四十分ごろでありますから、あそこは日没が大体六時でございまして、当日雲があり部分的に雨が降つておるというふうな形で、相當にもう暗くなつていたわけでありますから、その中で最後の旋回で驟雨にあつて今まで飛行場の標識を見ながら最後の飛行をしておつたのが、急に見えなくなつたといふときに、事故を起す原因があつたのではないかということをございますが、これはまだ一つの推測にすぎないわけでございます。そうして海中に突入いたしたと想定されるわけでございます。乗つてお

ろうとしたのであります、その際地図上の見張り員の見ておりますところで——標識灯を見ておつたわけであります、五百メートルからだんだん高度を下げて旋回をして滑走路に入るというときに、三百、二百とだんだん下げてきた状況を見ておったわけであります、最後の旋回に入りましたして飛行場に入ろうというときに、驟雨があつたと見られるのであります、見張り員から標識灯が見えなくなつた。そうしてこれを出まして——出ましたと判断をされるのであります、標識灯を再び見たのであります。それから間もなくまた標識灯が見えなくなつた、このときが海へ突っ込んだものと推定をされるのでございます。当日の状況が雲の高さは約六百フィート、これは五百フィートのところで飛行場の標識灯その他がしっかりと見える、いわゆる

りました佐藤三佐は昔の海軍の練級士官でありまして、経験者を航空幕僚監部に入れまして、再訓練をいたしました。パイロットといったものであります。現在までの経験時間が約三千百時間、計器飛行証明を持っておる練級士官であります。副練級士の岩本三佐は、元陸軍の練級経験者であります。これらもやはり再教育をいたしまして練級士官とのものであります。現在までの経験時間が約千九百時間、これも計器飛行の証明を持つておる練級者であります。

江の各警察署等に協力を依頼をいたしました。そして、捜索を行なつておるのでござります。けさほど参りますするまでではあります。遺体は十一遺体を收容をしておる状態でござります。現在新聞でごらんになります、海の上に頭を出しておりまますのでござります。した尾部の方は大体引き揚げができるのでござりますが、あとは海へ突っ込んだのであります。ですが、推定の速力が百二十マイルぐらいと思われますので、これは水に着いたと申しましても地面に着いたとのと大差ないほどのショックがあるところでございまして、前の方は相當にこわれて尾部とは離れ離れになつて相当の距離に飛散をしておる。発動機は尾部などの落ちておりましたところから約八十メートルぐらいのところに落ちております。もう一つの発動機は先ほどまでのところまだどこに落ちておるかが確認できておらぬというふうに、若干散乱をして、ある程度のスピードで突っ込んだとされる状態で飛散をいたしておる状況でござります。事故の概要を御報告申しあげました。

衛府当局の今までの状態における判断をお示し願いたいと思います。
○増原政府委員 申し残しまして大へん懽縮でございますが、防衛廳として事故が起きましたあと、直ちに関係者が登庁いたしましたて、事故の正確な情報の収集に努めましたが、翌朝官の命令決裁によりまして、事故調査委員会を組織することにしました。事故調査委員会は事故がありますと作るものでございます。そうして幕僚委員会長秋山空将を委員長としまする調査委員会を作りまして、技術者、操縦者その他必要な関係者、経験者を集めまして、現在最も正確に原因を究明中でござります。昨日も参議院内閣委員会で御質問がありまして、お答えをしたのであります。現在のところで推測を申しあげると、若干私が推測みたいなことを申し上げたのでありますけれども、これは実は少し適当でなかつたのであります。現在のところで推測を申しあげることを申し上げたことは適当でないと存じます。われわれとしては予断を持たないで、厳正的確にあらゆる方面からこの事故の真相を究明をするという度で参りたいと存じます。原因の究明をされ次第、あるいは完明が相当延びるようでありましたら、中間報告といいう形で状況を申し上げたいと存ずるのでござります。現地の方から若干中間的な意見みたいなものが出てのように話を聞きましたので、現地の方にも聞いておきまし、現地の方でも中間報告というようなことをまだ申し上げる段階ではないので、原因の真相を明確に銳意今努力しておるという段階でございます。

この問題は問題にされたと思うのであります。しかし担当委員会でありますから、内閣委員会において、現在この飛行機事故を質問しておるのでありますから、防衛庁長官としてはこの問題に対する所見を一応ここで御表明願いたいと思います。

○小瀧國務大臣 今般このような不幸なる事件を起しましたことはまことに申しあげない次第であります。ただ所感を申し述べるということについては、私としては抽象的に申しますならば、非常に遺憾であります。このような事件が再び起らないよう、十分原因を究明いたしまして善処いたしたいという程度にとどないと存じます。と申しますのは、先ほど次長からも申しました通り現在調査が進行中でございまして、その間においていろいろ想像の推測的な説をなされる方ございますが、ただいま予算委員会においても申し上げましたように、今急にC 46が悪かった、あるいはどこが最終的に原因であったというようなことを申し述べ得ない段階でございますので、この調査終了の上、その調査の結果に応じまして最善の処置をいたしたいと考えておる次第でございます。

○茜ヶ久保委員 普通しようとした当時は、飛行機の搭載燃料は、あとどのくらいの航続が可能であつただけの燃料を持っておったか、この点をお答えください。

○増原政府委員 その点ただいまちょっととなにを持っておりませんので、直ちに取り調べまして申し上げた

46の事故についていろいろなことからで、直ちに取り調べまして申し上げた

檢討もし、私どもの立場からいろいろお聞きしたのであります。機体の状態等は何か新聞の発表によるところとその他飛行機に事故はなかつたよ
うな発表がしてあります。これは責任ある発表かどうかわかりませんが、しかし飛行機自身に事故がなく、さらに操縦しておる機長以下の飛行士の諸君の腕が未熟でないといふ防衛庁の確信があるならば、私ははり積んでおつた燃料の量が非常に大きなウエートを持つておると思う。と申しますのは、いわゆる死の行軍でもありますのは、いかにむに押していつて、あとの事故の起つたいろいろな問題は、全くこれを没却して、すべて自分たちがきめたレールのままいかなければ承知できぬといったような自衛隊訓練、あるいはその方式の欠陥を私は暴露しておると思う。もし燃料が保管の飛行場に着陸することが非常に困難な状態であるならば——燃料さえあれば、私は、一番近い他の飛行場に着陸することが当然と思う。にもかかわらず、たとい際雨といえども、今次長の説明によりますと、五百フィート以下では着陸不能だとおっしゃる。ところが事故の起つた状態では六百フィート——六百フィートと五百フィートが地上からどうのような厳密な調査で判明するかは別といたしましても、とにかく先ほどからのお次長の御説明によると、おそらくこれは着陸不可能の状態ではなかつたよ
うと推定される。にもかかわらずしかかも、これはあとでお尋ねしますが、いろいろな雷波等による指示の設備も、

常に東から進入するので、西から進入する飛行機に対する処置ができないと、いうようなことがいわれておる。当日は追い風であつて、東から進入することができない。しかもそういう客観的な情勢の中で着陸せざることが非常に困難であり、むしろ不可能な状態だと推定される。にもかかわらず、やにむにそこには着陸させようとした機長あるいは飛行場の関係者、こういったことを総合すると、やはり死の行軍に現われた自衛隊が持つておる内部のいろいろな点が、ここにも出でていると私は思いました。従つて私が今燃料のことを聞いたのは、当然もし燃料が——今お聞きいたしますと、美保を出て伊丹、小牧あるいは立川等を飛んで帰つておるとおっしゃるけれども、これはまだ相当余分な、と申しますか、相当量の航続できる燃料を持っておったに違いないと推定されるので、そういう場合には必ずほど來言われておりますように、最短距離の飛行場に着陸を変更することこそが、こういう際の事故防止の一一番いい方法ではないか、こう思うのであります。燃料の点はさらに大至急調査されて御報告願いたいのであります。現在日本の空の管理がアメリカにありますので、アメリカの制空管理の関係から、当人は美保以外に着陸場を変更することが不可能であったというような事実はないかどうか、この点についての事情を御説明願いたいと思ひます。

調べて申し上げまするが、飛行機を帰立川から帰つて参ります際、立川で燃料補給をいたしまするが、その際は予備的な——まっすぐ飛べるだけの燃料を積むだけでは決してございません。規定がありまして、相当の予備燃料、今おっしゃいましたように、美保へ着けない場合にはもよりの飛行場に着陸できるというふうな予備燃料は持つようになります。この事故がどういうことで起きましたかは、ただいま申し上げましたように、目下あらゆる点から緻密に検討中でございます。この検討の結果を待つて善後処置をし、将来再びかようなことのないようになにたす所存でございます。また御報告も申し上げるということにいたしましたいと存じますので、ただいまのところでどういうところに原因があつたということは申し上げにくいかでござります。コントロールの方は、航空管制室は現在仰せになりましたように米軍の方に日本政府が委託をする形で、統一を米軍がいたしておりますが、このコントロール・タワーなどには航空局の者、あるいは自衛隊の者も参加をして、サイド・バイ・サイドでやつております。管理責任者は米軍であるという形の航空管理の都合でほかへ行けなかつたのではないかという御質問は、その事實をまだ調査をいたしておりませんの、当日ほかの方へ行きたくとも米軍の航空管理の都合でほかへ行けなかつたのではないかという御質問は、

○苗ヶ久保委員 ただいま次長の御答弁によりますと、もちろん具体的な調査は必要でありますけれども、立川基地を立つときに燃料補給をしておる。これは大体普通の場合にいつもやるのでありますから、当然燃料の補給をしておるとなりますと、燃料は美保に無理に着陸をいたしませんでも済むだけのものがあつたと推測されます。そうなりますと、これは事故の原因の追究はもちろん徹底的にしなくてはなりませんけれども、やはり問題になるのは、そのような困難な状態において無理に着陸をしようとしたのか、させようとしたのか。新聞等の報道によりますと、しゃにむに着陸するような指令を飛行場側でやつておるというふうにも報道いたしております。こうなりますと、私はやはり問題はことに遺憾な方向へ発展せざるを得ないと思うのであります。機体はすでにちりばらばらに破損をし、乗っておる飛行士も死んでおるのでありますから、もちろんそれは科学的に可能な客觀的な調査をなさるでありますけれども、何と申しましても死人に日本なしで、操縦士が全部死んでおり、機体もう今日引き揚げてみましても、これはどこに原因があつたか、おそらくエンジンも相当破損しておるであります。ましようし、機体もばらばらでしょうから、私はこれは非常に困難だと思う。そうなりますと、やはり置かれました今までの実態を基礎にして究明する以外にないと思うのであります。責任者はだれなのか。美保基地の司令官と申しますか、そういう人が着陸する当日のいわゆる着陸することに対する資本者はだれなのか。美保基地の司令官によりますと、もちろん具體的な調査は必要でありますけれども、立川基地を立つときに燃料補給をしておる。これは大体普通の場合にいつもやるのでありますから、当然燃料の補給をしておるとなりますと、燃料は美保に無理に着陸をいたしませんでも済むだけのものがあつたと推測されます。そうなりますと、これは事故の原因の追究はもちろん徹底的にしなくてはなりませんけれども、やはり問題になるのは、そのような困難な状態において無理に着陸をしようとしたのか、させようとしたのか。新聞等の報道によりますと、しゃにむに着陸するような指令を飛行場側でやつておるというふうにも報道いたしております。こうなりますと、私はやはり問題はことに遺憾な方向へ発展せざるを得ないと思うのであります。機体はすでにちりばらばらに破損をし、乗っておる飛行士も死んでおるのでありますから、もちろんそれは科学的に可能な客觀的な調査をなさるでありますけれども、何と申しましても死人に日本なしで、操縦士が全部死んでおり、機体もう今日引き揚げてみましても、これはどこに原因があつたか、おそらくエンジンも相当破損しておるであります。ましようし、機体もばらばらでしょうから、私はこれは非常に困難だと思う。そうなりますと、やはり置かれました今までの実態を基礎にして究明する以外にないと思うのであります。責任者はだれなのか。美保基地の司令官と申しますか、そういう人が着陸する当日のいわゆる着陸することに対する資本者はだれなのか。美保基地の司令官によりますと、もちろん具體的な調査は必要でありますけれども、立川基地を立つときに燃料補給をしておる。これは大体普通の場合にいつもやるのでありますから、当然燃料の補給をしておるとなりますと、燃料は

させる責任者が、あるいは機長が全責任をもって自分で自発的判断をしてやるのか、この間の事情は当然自衛隊の組織上の問題でありますから、わかると思うのであります。四日のC-46が着陸しようとする瞬間ににおけるその着陸に関する責任者はだれなのか、この点をお教え願いたい。

○増原政府委員 着陸の際は、コントロール・タワーの方で着陸してよろしいという合図を出すわけであります。着陸可能であるという操縦士の両者の判断によって、着陸を行なうということに相なるわけでござります。

○齒ヶ久保委員 美保の飛行隊の隊長がいわゆるそのときの情勢を判断して、コントローラーに着陸可能と申しますか、着陸をしてもいいという指示を与えますのか、あるいはコントローラーの責任者がそれ自身の責任において情勢判断をするのか、十数名乗つており、しかも非常に大事な人命と飛行機を持っておるのでありますから、やはりそこに責任がはつきりなくてはならぬと私は思いますが、その間の事情はいかがでございましょうか。

○増原政府委員 その美保飛行場にその時間に着陸してよろしいという指示は、コントロール・タワーから出するので、航空管制の方の指示として出るわけでございます。それを受けて機長が着陸できるという判断のもとに着陸するということになるわけであります。

○齒ヶ久保委員 コントロール・タワーから、着陸してもよろしいという指示があつたといたしまして、しかし四日のあらゆる情勢を検討いたします

と、これは私どもしろうとが考えてあります。そういうた場合、もし機長が、これはここで着陸することは危険が伴う、できればほかの飛行場へ行きたいと思つたとしても、いわゆるコントローラーの方から、美保飛行場に着陸指示をしてもよろしいという指令が来ますとそのままやはり着陸しなければならぬものか、あるいは機長が機長みずからで判断において、現在の状況では美保に着陸することは非常に困難であるから、他の飛行場へ変りたいという意見が出されて、これが検討され、他の飛行場へ行くことができるのか、この間の事情はどのようになつてゐるか。

○増原 政府委員 正確な法規的な関係はなお取調べますが、私どもの今まで承知をいたしておる限りでは、着陸してよろしいという指示をコントローラー・タワーは出すので、お前はここに着陸しなければならぬというふうな指示を出すものではないと了解をしております。従いまして、機長が、ここに着陸することは困難である、危険であると思って、たとえば伊丹の方へ行こうというふうなことであれば、そこから伊丹の方と連絡をとつて、その方へ行くということは可能な建前になつておると承知をしております。

○鶴ヶ久保 委員 特別調査委員会を作りになつたというのであります。私はやはり現地のそういった、いわゆるなくなつた飛行機や、あるいはなくなつた飛行士の現場の状態を早急に調査することも必要でありましようが、そういうた大局的な調査が、今お聞きますと、全然できない。これは私

○増原政府委員 燃料のことは直ちに

調べて申し上げまするが、飛行機を帰立川から帰つて参ります際、立川で燃料補給をいたしまするが、その際は予備的な——まっすぐ飛べるだけの燃料を積むだけでは決してございません。規定がありまして、相当の予備燃料、今おっしゃいましたように、美保へ着けない場合にはもよりの飛行場に着陸できるというふうな予備燃料は持つようになります。この事故がどういうことで起きましたかは、ただいま申し上げましたように、目下あらゆる点から緻密に検討中でございます。この検討の結果を待つて善後処置をし、将来再びかようなことのないようになにたす所存でございます。また御報告も申し上げるということにいたしましたいと存じますので、ただいまのところでどういうところに原因があつたということは申し上げにくいかでござります。コントロールの方は、航空管制室は現在仰せになりましたように米軍の方に日本政府が委託をする形で、統一を米軍がいたしておりますが、このコントロール・タワーなどには航空局の者、あるいは自衛隊の者も参加をして、サイド・バイ・サイドでやつております。管理責任者は米軍であるという形の航空管理の都合でほかへ行けなかつたのではないかという御質問は、その事實をまだ調査をいたしておりませんの、当日ほかの方へ行きたくとも米軍の航空管理の都合でほかへ行けなかつたのではないかという御質問は、

○苗ヶ久保委員 ただいま次長の御答弁によりますと、もちろん具体的な調査は必要でありますけれども、立川基地を立つときに燃料補給をしておる。これは大体普通の場合にいつもやるのでありますから、当然燃料の補給をしておるとなりますと、燃料は美保に無理に着陸をいたしませんでも済むだけのものがあつたと推測されます。そうなりますと、これは事故の原因の追究はもちろん徹底的にしなくてはなりませんけれども、やはり問題になるのは、そのような困難な状態において無理に着陸をしようとしたのか、させようとしたのか。新聞等の報道によりますと、しゃにむに着陸するような指令を飛行場側でやつておるというふうにも報道いたしております。こうなりますと、私はやはり問題はことに遺憾な方向へ発展せざるを得ないと思うのであります。機体はすでにちりばらばらに破損をし、乗っておる飛行士も死んでおるのでありますから、もちろんそれは科学的に可能な客觀的な調査をなさるでありますけれども、何と申しましても死人に日本なしで、操縦士が全部死んでおり、機体もう今日引き揚げてみましても、これはどこに原因があつたか、おそらくエンジンも相当破損しておるであります。ましようし、機体もばらばらでしょうから、私はこれは非常に困難だと思う。そうなりますと、やはり置かれました今までの実態を基礎にして究明する以外にないと思うのであります。責任者はだれなのか。美保基地の司令官と申しますか、そういう人が着陸する当日のいわゆる着陸することに対する責任者はだれなのか。美保基地の司令官によりますと、もちろん具体的な調査は必要でありますけれども、立川基地を立つときに燃料補給をしておる。これは大体普通の場合にいつもやるのでありますから、当然燃料の補給をしておるとなりますと、燃料は美保に無理に着陸をいたしませんでも済むだけのものがあつたと推測されます。そうなりますと、これは事故の原因の追究はもちろん徹底的にしなくてはなりませんけれども、やはり問題になるのは、そのような困難な状態において無理に着陸をしようとしたのか、させようとしたのか。新聞等の報道によりますと、しゃにむに着陸するような指令を飛行場側でやつておるというふうにも報道いたしております。こうなりますと、私はやはり問題はことに遺憾な方向へ発展せざるを得ないと思うのであります。機体はすでにちりばらばらに破損をし、乗っておる飛行士も死んでおるのでありますから、もちろんそれは科学的に可能な客觀的な調査をなさるでありますけれども、何と申しましても死人に日本なしで、操縦士が全部死んでおり、機体もう今日引き揚げてみましても、これはどこに原因があつたか、おそらくエンジンも相当破損しておるであります。ましようし、機体もばらばらでしょうから、私はこれは非常に困難だと思う。そうなりますと、やはり置かれました今までの実態を基礎にして究明する以外にないと思うのであります。責任者はだれなのか。美保基地の司令官と申しますか、そういう人が着陸する当日のいわゆる着陸することに対する責任者はだれなのか。美保基地の司令官によりますと、もちろん具体的な調査は必要でありますけれども、立川基地を立つときに燃料補給をしておる。これは大体普通の場合にいつもやるのでありますから、当然燃料の補給をしておるとなりますと、燃料は

させる責任者が、あるいは機長が全責任をもって自分で自発的判断をしてやるのか、この間の事情は当然自衛隊の組織上の問題でありますから、わかると思うのであります。四日のC-46が着陸しようとする瞬間ににおけるその着陸に関する責任者はだれなのか、この点をお教え願いたい。

○増原政府委員 着陸の際は、コントロール・タワーの方で着陸してよろしいという合図を出すわけであります。着陸可能であるという操縦士の両者の判断によって、着陸を行なうということに相なるわけでござります。

○齒ヶ久保委員 美保の飛行隊の隊長がいわゆるそのときの情勢を判断して、コントローラーに着陸可能と申しますか、着陸をしてもいいという指示を与えますのか、あるいはコントローラーの責任者がそれ自身の責任において情勢判断をするのか、十数名乗つており、しかも非常に大事な人命と飛行機を持っておるのでありますから、やはりそこに責任がはつきりなくてはならぬと私は思いますが、その間の事情はいかがでございましょうか。

○増原政府委員 その美保飛行場にその時間に着陸してよろしいという指示は、コントロール・タワーから出するので、航空管制の方の指示として出るわけでございます。それを受けて機長が着陸できるという判断のもとに着陸するということになるわけであります。

○齒ヶ久保委員 コントロール・タワーから、着陸してもよろしいという指示があつたといたしまして、しかし四日のあらゆる情勢を検討いたします

と、これは私どもしろうとが考えてあります。そういうた場合、もし機長が、これはここで着陸することは危険が伴う、できればほかの飛行場へ行きたいと思つたとしても、いわゆるコントローラーの方から、美保飛行場に着陸して、でもよろしいという指令が来ますとそのままやはり着陸しなければならぬものか、あるいは機長が機長みずからで判断において、現在の状況では美保に着陸することは非常に困難であるから、他の飛行場へ変りたいという意見が出されて、これが検討され、他の飛行場へ行くことができるのか、この間の事情はどのようになつてゐるか。

○増原 政府委員 正確な法規的な関係はなお取調べますが、私どもの今まで承知をいたしておる限りでは、着陸してよろしいという指示をコントローラー・タワーは出すので、お前はここに着陸しなければならぬというふうな指示を出すものではないと了解をしております。従いまして、機長が、ここに着陸することは困難である、危険であると思って、たとえば伊丹の方へ行こうというふうなことであれば、そこから伊丹の方と連絡をとつて、その方へ行くということは可能な建前になつておると承知をしております。

○鶴ヶ久保 委員 特別調査委員会を作りになつたというのであります。私はやはり現地のそういった、いわゆるなくなつた飛行機や、あるいはなくなつた飛行士の現場の状態を早急に調査することも必要でありましようが、そういうた大局的な調査が、今お聞きますと、全然できない。これは私

はやはり防衛庁としては最も本質的な
点を見落していると思う。そういうた
とこは早急に調査して、総合的な判断
によって、あの事故の原因を究明しな
ければ、機体に故障があったか、その
他に何かあったかどうかということだけ
では、この事故の原因が判明して参
りませんし、さらに今防衛庁長官は、
今後再びこういうことがないようにし
たいとおっしゃるけれども、日本の航
空権をアメリカが握っており、日本の
自衛隊の飛行機が自分の思うように飛
べない今日、そういうところに一つの
メスを入れていかなければ、こういっ
た不幸な事態が根本的になくなるとい
う可能性が出てこないと思う。従つて、
いろいろとお聞きしたいことがあります
すけれども、私はまず今指摘した点を
早急に調査してもらいたい。機長の責任
とか、C-46の機体の整備の状況とかい
ふことももちろん大事でありますようけ
れども、日本の自衛隊が日本を守るとい
うことをやつておりながら、一番大事
な——今日陸上自衛隊が何十万ふえ
ましようとも、空というものが自主権を
握ってないとなりますと、これは大き
な問題というよりも、防衛そのものに
根本的な改正がなされなければならな
いと私は思う。肝心な空がアメリカに
握られておつて、私はあなた方が幾ら
しゃつちよこ立ちされても追つかぬ
と思う。こういうところに今度の事件
の原因と、将来事故を防止する視野が
向つていかなかつたならばだめだと思
う。そういうところをほつといて、た
だ単に現場へ飛んでいいって、現場でこ
われた飛行機をはじくつたり、あるいは
いろいろな人の意見を聞く、それだ
けではないかねと思う。この際思い切
て防衛庁はアメリカ軍の管理に対し
て、自主的な立場によって、少くとも
あなた方が握っている飛行機、自衛隊
の飛行機だけでも自由に自分たちの思
うように飛び、思うように行動のでき
ることにならなければ、私は全然問題
は解決されないとと思う。この際この事
故を製機に防衛庁は日本の制空権——
アメリカ軍がまだ日米安保条約で駐留
することは、私どうも反対であつて、
も、具体的にはどうにもならぬ事実で
ありますから、アメリカの飛行機の飛
ぶこともやむを得ぬでしよう。しかし
少くとも日本の飛行機が自由勝手に、
どこへでも着陸し、どこへでも飛び、
どんな行動でも自由にできるような自
主航空権を確立することが最も根本的
であり、最も大事な問題であると思う
が、小瀧防衛庁長官はそのことに対し
てどのような信念と、さらにそいつ
たことをアメリカに対しても要求をし
て、自主航空権を確保する自信がある
のかどうか、この点を一つ明確に御答
弁願いたいと思います。

○小瀧国務大臣 ただいま西ヶ久保さ
んがおっしゃる点は全く同感であります
して、私どももできるだけ自主的な
自衛体制を整えようと努力いたして
おるのであります。今の具体的な問題
につきましては、これは運輸省とも関
係がございますが、もちろん方針とし
ては、日本の方で防空関係あるいは航
空管制についてこれをとり行いたいと
いう希望を持ってるのであります。
ただ實際上の機械の動かし方等、いろ
いろ訓練を要しますので、一度には參
りませんけれども、漸を追つてそうじ

た訓練の届きます限り——現在そうした点もすでに訓練いたしているのであります、これができるだけ早く終りますが、これでござる。しかし、まだそれは決して米国側の希望に反するものではなくして、そうなれば米国も喜んで日本に渡すという態度でありますので、要はわが方の受け入れ体制を整えるというところにある次第でござりますから、仰せのように、私はできるだけこれを完成するよう、最善の努力をいたしたいと考えております。

形において起つた事件と、両極端に分離されております。たとえばこの間の浜松における酔っぱらい運転のことはまさにこのだらしのない一面でございまして、特に外部にはあまりどきつい影響を与えておりませんが、本日の新聞で発表になっております通り、防衛庁の経理に関する事件は実に大きい。会計検査院の報告によつて見ましても、實に紊乱をきわめた経理状態が現われておるのであります。今回の事件についても、あの事故の原因がただ飛行機の性能あるいは飛行士の何らかの錯誤にもとづくものという以外に、な

序内の經理の紊乱の根本の原因についての御見解をはつきり伺つておきたい。これはこの報告だけではない。今や大きく広がろうとしておるところの全国の演習場の土地の取得に関しましても、実に悪質な、土地プロードカルの同じような不正な手段が、また恐喝的な手段が現地の警官等によつてなさわれておる事実がある。またあの序會その他の建築に関しましても、さまざま取りざたがなされております。結局費用を最も有効に最も能率的に使うという方法ではなくて、あり余つた予算をどうしたら使い果せるかといつて苦

申しましたた見解から、相当徹底的に調査もし、また当委員会において検討もしたいと思つております。未梢的なことでなくして、やはりそういう本質的なものを考えながらこの美保の事故を検討していく、また死の行軍とはもちろんいろいろ違いますけれども、先ほど申しますように、自衛隊の現在の方について、やはりこういった事故を中心的根本的な検討をしなくちゃならぬと私は思うのであります。従いまして、本日は今申しましたように概略的なことだけをお尋ねしましたが、早急に現地における調査、並びに先ほど増原次長にお尋ねした点等を大至急に調査をされまして、調査された御報告がよってさらに検討していくたいと思いますので、一応本日は以上で私の質問を終ります。

がどうであるか、救命艇はどうであるか、滑走路標識がどうであったか、飛行場の指摘事項によりますと、さつき飛鳥田品の問題だけではありません。飛行場の滑走路に関する不正事実があげられておる、電気の設備に対する不正事実がまたあげられております。こうした経理面における非常に大きなあやまちが、やがて人命に関するような事態を招く最も大きな原因をなしておると私は思います。この点に対しても徹底的に御調査を願いたいし、また事後の処置につきましても、ただ戒告、懲戒とするものではなく、まさに人命を損傷する重大な過失として嚴重なる処分を私は要求したいと思うのであります。つきましては、今回のこの事件に対する調査も、決して今日だけで終るものではありません。増原次長の言わわれる通り、詳細な調査に基いてあらためて御報告を願うことにはなりましようけれども、その際にせひともこの防衛

するところに、私は紊乱の根本的な因があると思うのであります。どうぞ
その点についても、一つ隔意のない御
意見なども、この次に聞かしていただき
たい。本日は時間も迫っておりま
すから、私は詳しく申し上げませんが、
單なる現象的な問題にとどめらず、こ
うした根本的な問題に対しても、この
際、防衛庁みずから立ってこれをな
するような重大なる決意をされるよ
うに、あえてお願ひ申し上げます。

特に経理に関しまして、納品の検査
方法にも非常に大きな欠陥があると申
う。もし検査方法がはつきりしておら
ば、打ち続くこのような誤
まではならぬ、打ち続くこのような誤
たことはなされないと思う。おそらく
このあり余った予算がある限りは、
は不正なる御用商人をめぐる防衛庁の
不正実績はなくならぬと思う。もしも
はつきりした御決意があるならば、一
要なる予算はすみやかに返還され
い。それによって困っております社
員の保障やその他の面に大胆に回された大
きな御用商人の不正実績はなくならぬと思
うが、むしろ防衛庁の不名誉挽回の上
で非常に大きな意味を持つと思いま

が、この点長官はどう考えておりますか、一点だけ伺っておきます。

○小瀬國務大臣 もちろん経費の支出につきましては十分な注意を持つて行わなければならぬことは、私どもの常に心がけているところでございまして。しかし私はここで弁解的なことを申し上げるわけではございませんけれども、たとえば予算につきましても、あるいは余ったように見えるかも知れませんが、実は大蔵省と非常に折衝して作りました予算で、納入させようとする場合に、まだ今の予算ではまかなえないような点も多いのでありますし、また検査につきましても、製造工程において検査し、さらには各部隊に対し検査させるといたしましておられます。何といふようにいたしておりますが、何ともいたしましてもわれわれの方の人数にも限りがありますし、また取り扱いますものが普通の使用品と違つて特殊の技術的な知識を要するという点、また新規なものであつて、十分経験がないというような点において、あとで調べまして問題を起したこともあります。御指摘の通り事実でございます。

○淡谷委員 いずれ具体的な事例をあげて長官にお聞きいたしたいと思います。

○相川委員長 いわゆる自衛隊ができ上りますように、努力いたしたいと考えておられる次第であります。

申しあげるのは、たとえば予算につきましても、あるいは弁解的なことを

あるいは余ったように見えるかも

し上げるわけではございませんけれども、たとえば予算につきましても、あるいは余ったように見えるかも

し上げるわけではございませんけれども、たとえば予算につきましても、あるいは余ったように見えるかも

うに皆様から批判せらるところのない自衛隊ができ上りますように、努力いたしたいと考えておられる次第であります。

○相川委員長

午後零時三十八分休憩

午後二時二十九分開議

○相川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○相川委員長 防衛廳設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし、質疑を続行いたします。受田新吉君。

○受田委員 委員長定足数が足りません。これじややれませんよ。

○受田委員 私はまず今回のC46輸送機の問題と関連をして、先般広島でしまして、信頼されるような、ほんと

が、この点長官はどう考えておりますか、一点だけ伺っておきます。

○小瀬國務大臣 もちろん経費の支出につきましては十分な注意を持つて行わなければならぬことは、私どもの常に心がけているところでございまして。しかし私はここで弁解的なことを申し上げるわけではございませんけれども、たとえば予算につきましても、あるいは余ったように見えるかも

うに皆様から批判せらるところのない自衛隊ができ上りますように、努力いたしたいと考えておられる次第であります。

○相川委員長 いわゆる自衛隊ができ上りますように、努力いたしたいと考えておられる次第であります。

○受田委員 委員長定足数が足りません。これじややれませんよ。

○受田委員 私はまず今回のC46輸送機の問題と関連をして、先般広島でしまして、信頼されるような、ほんと

うに皆様から批判せらるところのない自衛隊ができ上りますように、努力いたしたいと考えておられる次第であります。

○相川委員長 いわゆる自衛隊ができ上りますように、努力いたしたいと考えておられる次第であります。

○受田委員 委員長定足数が足りません。これじややれませんよ。

○受田委員 この事件の検査は、單に近いのでございますが、ただ、ございままするが、その点はいかがでございましょう。

○相川委員長 速記を始めて下さい。

○受田委員 私はまず今回のC46輸送機の問題と関連をして、先般広島でしまして、信頼されるような、ほんと

うに皆様から批判せらるところのない自衛隊ができ上りますように、努力いたしたいと考えておられる次第であります。

○相川委員長 速記を始めて下さい。

○受田委員 この事件の検査は、單に近いのでございますが、ただ、ございままするが、その点はいかがでございましょう。

○相川委員長 速記を始めて下さい。

○受田委員 私はまず今回のC46輸送機の問題と関連をして、先般広島でしまして、信頼されるような、ほんと

うに皆様から批判せらるところのない自衛隊ができ上りますように、努力いたしたいと考えておられる次第であります。

○相川委員長 速記を始めて下さい。

○受田委員 この事件の検査は、單に近いのでございますが、ただ、ございままするが、その点はいかがでございましょう。

○相川委員長 速記を始めて下さい。

○受田委員 私はまず今回のC46輸送機の問題と関連をして、先般広島でしまして、信頼されるような、ほんと

うに皆様から批判せらるところのない自衛隊ができ上りますように、努力いたしたいと考えておられる次第であります。

○相川委員長 速記を始めて下さい。

○受田委員 この事件の検査は、單に近いのでございますが、ただ、ございままするが、その点はいかがでございましょう。

○相川委員長 速記を始めて下さい。

○受田委員 私はまず今回のC46輸送機の問題と関連をして、先般広島でしまして、信頼されるような、ほんと

うに皆様から批判せらるところのない自衛隊ができ上りますように、努力いたしたいと考えておられる次第であります。

○相川委員長 速記を始めて下さい。

○受田委員 この事件の検査は、單に近いのでございますが、ただ、ございままするが、その点はいかがでございましょう。

○相川委員長 速記を始めて下さい。

○受田委員 私はまず今回のC46輸送機の問題と関連をして、先般広島でしまして、信頼されるような、ほんと

うに皆様から批判せらるところのない自衛隊ができ上りますように、努力いたしたいと考えておられる次第であります。

○相川委員長 速記を始めて下さい。

○受田委員 この事件の検査は、單に近いのでございますが、ただ、ございままするが、その点はいかがでございましょう。

○相川委員長 速記を始めて下さい。

○受田委員 私はまず今回のC46輸送機の問題と関連をして、先般広島でしまして、信頼されるような、ほんと

うに皆様から批判せらるところのない自衛隊ができ上りますように、努力いたしたいと考えておられる次第であります。

○相川委員長 速記を始めて下さい。

○受田委員 この事件の検査は、單に近いのでございますが、ただ、ございままするが、その点はいかがでございましょう。

○相川委員長 速記を始めて下さい。

○受田委員 私はまず今回のC46輸送機の問題と関連をして、先般広島でしまして、信頼されるような、ほんと

うに皆様から批判せらるところのない自衛隊ができ上りますように、努力いたしたいと考えておられる次第であります。

○相川委員長 速記を始めて下さい。

○受田委員 この事件の検査は、單に近いのでございますが、ただ、ございままするが、その点はいかがでございましょう。

○相川委員長 速記を始めて下さい。

○受田委員 私はまず今回のC46輸送機の問題と関連をして、先般広島でしまして、信頼されるような、ほんと

うに皆様から批判せらるところのない自衛隊ができ上りますように、努力いたしたいと考えておられる次第であります。

○相川委員長 速記を始めて下さい。

○受田委員 この事件の検査は、單に近いのでございますが、ただ、ございままするが、その点はいかがでございましょう。

うな現状でございます。

第一卷

本草綱目

卷之三

卷之三

○要田委員 そこに疑惑が抱かれてくるのであって、もちろん自衛隊という特殊の部隊でございまするので、その

學生時代からよくお世話になつた先生の活潑な口語で、この問題は國民の自衛隊として一般國民の中にアッピールした問題であつて、今これを自衛隊内部の問題として進展することは、間違ひのない事だ。

辦理することと、國民の疑慮を擡ぐる最も大きな根源であると私たちは考えておるのであります。しかも今回私の視察した結果によりますると、自衛隊の警務官が私服で住民の意見を聴取しておる。

それはやはり刺湯を与えないという心づかいはわかりますけれども、きわめて秘密のうちに事件を解決したいといふ気持の現われであると私は断定したのであります。しかももう一つ、一般

の住民の全部の声を聞いておらないほんに一部の人間にしか当つていないということにおいて、目撲した多数の人から事情を聴取するという徹底した搜査に当つていいないということもいえる

のです。いろいろな検査官階における
警務隊の活動というものに対しても、
秘密主義をあくまでも守るうとしてい
る気配を感じるのでございますが、い
かがございましょうか。

○加藤(陽)政府委員　衛務官は建前といたしましては制服を着用するようになつたしておりますけれども、職務上の必要によりましては、私服を着用することを認めております。隊長の判断によりまして私服で調査をして参つたこともあります。いろいろ御意見はあろうと思うのですが、すべての者について聞くといります。

○受田委員 具体的な事例として私が直接当った住民の声の一、二を紹介いたします。これは氏名の発表を避けますけれども、この事件の起った二月六日の午前九時ごろから十時ごろが一

番山でござりまするけれども、その事件の起つた区域、すなわち地図で申しますと、黒瀬町に入った最初の地点から西条町に入る地点の一帯が問題でござりますね。この問題点の各地域にお

いて、約一・五キロにわたって当日バスの運行が停止された。なぜバスの運行が停止されたかといふと、普通は道の両側を歩いて行進をするのでありますして、その中をバスが通つておるので

ありますが、隊員が疲れ切ってあらふらしていつバスにぶち当るかもしれないと、この最先頭が乗りかかって最終の部隊が行軍を終るまで、その期間中バスは運行が停止された。

これはその地区における全住民が全部確認をしておりました。米軍が行進をするのを幾たびか見た。吳から原村の演習場にやつてくる部隊の行進を見たが、これは密集地区に入ると、適當な

すが、かくまで徹底した批判を開いた以上は、これを黙視することができなかつたのであります。すなわち、一方において非常に厳格な、生命さえも軽んずるような訓練をしておるかと思う

と、また一方においては、そうしただらしない姿の規律が行われておるといふ、午前中淡谷君から指摘されたような自衛隊の二様の姿を、私ここでもはつきりながめることができたのであ

○加藤(陽)政府委員 今受田委員が
ります。まずこの自衛隊の行軍に対する規律という問題について、住民の声に対する当局の御見解を伺いたいと思
います。

おっしゃったように、私どもの調べに
よりまして、統制点のC、安登中学校
であります。が安登中学校あたりから
は、第七連隊について調査をいたして
みますと、相當に隊員が疲労してお

五・一キロぐらいで進んでおるのであります。その安堵あたりから速度が
りまして、この辺から隊員が相当疲れただろうと
いうことは、これを見ましても想像で

これを競技の形でやりましたことは、前々申し上げておる通りでございますが、いかがでございましょう。○加藤(陽)政府委員 この行進に当たりましては、これも申し上げましたが各大隊の後尾に救急車を一両、それからジーパー

あまりだらだら長くならないで、隊の規律を保つて秩序立つて行進するといふことを、審判の基準の一つにしておるのでござります。この第七連隊について申し上げますると、これも前回申立て二両についておつたのでござります。必要に応じまして、そのジープの二両と救急車の一両とに、疲労いたしました者を収容したのでござりますけれど

しましたごとく、行進の速度は非常に早かつたのでございまして、ほかの大隊よりは一時間以上も早いスピードで目標点に到達したのでございますが、隊の規律の点あるいは落後者の点ともよりまして、救急車に入れます者と、ジープに乗せて運んだ者とがあつたようでござります。これはなかなかむずかしい問題でありまして、私ども

うふうなことから、これは優勝になつておらないというのが実情でございま
す。自衛隊といたましまは、いろいろ
な状況はござりますけれども、行進を
いたしまする以上は、やはり隊伍堂々
も実は精細に調べておるのでございま
するが、当時のこの行進のやり方につ
きまして、救急車に乗せますると落後
になるというふうなことが考えられて
おりましたので、救急車に乗せるより

の中に、倒れている隊員を救急車に乗せないでジープに乗せておる。これをほうり込んだとか、いろいろ言われておりますけれども、とにかくあたかも物のような取扱い、物体をほうり込むまで行って回復の見通しがついたらまたおろして歩かせる、そういう車なんですね。それに入れた人たちは、ある地点で目撃した人の声によるならば、すでに電柱にささえられた——いつかお

しゃつたその例で申し上げまするならば、電柱にささえたその人が、瞳孔を開いてみると、瞳孔も散大しておる。よしといって、積み込め、ほうり込めといつてはうり込ましたという。そういふ瞳孔が開いているような、いわば相当重態であると思われるような患者をなお訓練車に乗せた、しかもみぞれ相当の冷たい気温のもとにおける車の中へ乗せて、その乗せられた人は足も手も硬直し、まことにむざんな形でジープが出発したと伝えております。これは自撃した人の正直な発言であつて、いかここで問題になつた電柱に縛つたといふことが間違いである。これは自撃した人の正直な発言であります。今お尋ねの川本君の件でございましたが、この前私の言葉が足りませんでしたので誤解されましたか、受田は足も手も硬直し、まことにむざんな形でジープが出発したと伝えております。今お尋ねの川本君の件でございましたが、この前私の言葉が足りませんでしたので誤解されましたか、受田

委員が御確認になりましたように、電柱にもたれかかったのを、両方のロープを引っぱっておったのが電柱の向う側で交差して支えたのでござります。そうして同僚の隊員がその引っぱられおつしやつた激励の意味と私も確認をしましたが、その患者の取扱いが全く人間的でなかつたということは、異口同音に聞いた声です。もう少しやさしくできないものか、もしあれが隊長でもあつたならば、あのようむちやなことはしないだろうが、一般隊員であるだけに、あれだけ残酷なやり方をした責任者の隊長がもし倒れたとなつたらば、もっと丁重に扱うはずだといふうに判断をされておりましょうか。

○加藤(陽)政府委員 一般的に申し上げておきたいことでござりまするが、私ここで御説明いたしましたことく、いわゆる暴行という事件について御報告したのでござりますが、全体として激励につきましても、お互に隊員も幹部の者も当時の状態、当時の雰囲気は足りませんが、もう少しやさしく同じように扱はひとしく同じように扱うといふうに判断をされておりましょうか。

○加藤(陽)政府委員 一般的に申し上げておきたいことでござりまするが、私ここで御説明いたしましたことく、いわゆる暴行という事件について御報告したのでござりますが、全体として激励につきましても、お互に隊員も幹部の者も当時の状態、当時の雰囲気は足りませんが、もう少しやさしく同じように扱はひとしく同じように扱うといふうに判断をされておりましょうか。

○加藤(陽)政府委員 一般的に申し上げておきたいことでござりまするが、私ここで御説明いたしましたことく、いわゆる暴行という事件について御報告したのでござりますが、全体として激励につきましても、お互に隊員も幹部の者も当時の状態、当時の雰囲気は足りませんが、もう少しやさしく同じように扱はひとしく同じように扱うといふうに判断をされておりましょうか。

○受田委員 一般的に申し上げておきたいことでござりまするが、私ここで御説明いたしましたことく、いわゆる暴行という事件について御報告したのでござりますが、全体として激励につきましても、お互に隊員も幹部の者も当時の状態、当時の雰囲気は足りませんが、もう少しやさしく同じように扱はひとしく同じように扱うといふうに判断をされておりましょうか。

○受田委員 私はこの自衛隊を国民の前にひびく批判をさせて自衛隊を褒めますから、言語動作につきましても、

○受田委員 私はその無理が、黒瀬町あたりに来る

○受田委員 としたその無理が、黒瀬町あたりに来る

○受田委員 たとき、ある家の前におきましたは、おわざりい

○受田委員 ただけると思うのであります。しかしながら、結果は、自衛隊の志願におい

か、あるいはさすたとか申しますけれども、私は善意でやつたと信じております。されども、私は善意でやつたから責任が全然ないのだというふうには考えませ

ますから、言語動作につきましても、

○受田委員 ほうり込めと言いましたかどうか、そ

の点確認をいたしておりませんけれども、そういうふうな相当荒い言葉を使つただろうということは私想像いたしましたかどうか、そ

も、そういうふうな相当荒い言葉を使つただろうということは私想像いたしましたかどうか、そ

うして、あとから来たジープに積

袋を出した。ところがいやこんなもの

はいいのです。この石でいいのですと

いふうな姿では行軍はできないだ

うで、そうしてあとから来たジープに積

て、そうしてあともう一つなんですね

で、それで、私はそこまで確認したのですと

いふうな姿では行軍はできないだ

うで、そうしてあとから来たジープに積

て、そうしてあとから来たジープに積

うちの子供たちは、これは志願はできませんと唱えておる人が多数おりました。これは明らかに今後の自衛隊に対する一つの警告であつて、今回の事件が全国民に与えている影響ははかり知れないものがあると私は思うのです。この点について自衛隊の訓練、教育の目標というものがどういうところにあるのであらうかという疑義を火地調査をしながら考えたのでござりますが、米軍が隊伍を整えて堂々と行軍をしていく、適當な休憩をとりながら歩いていくという、そうしたきわめて実情に即したやり方をするとき、日本自衛隊は、今申し上げたように敗残兵の哀れな姿を一方で現出し、一方では直感を伝えられる患者を訓練車であるジープに乗せるというやり方をしておる。現地の連隊長の意見を聞いたところ、この四月より自衛隊は新しい教範——これは言葉が違うかもしませんが、教範の実施の予備的な仕事を取りかかりたいということを言うておられたのでござりますが、自衛隊で教育訓練のある程度の教範的なものを近く実行に移されようとしておるという、その実体をお示し願いたいのであります。

て、人間性の尊重並びに合理的な方法の上に行うということを根本といふべきであります。このたび問題になつております徒歩行進につきましては、段階を経まして、いわゆる補助訓練の段階において行われた訓練であります。ただまた競技の形式で行われたということから、中には相当無理をするような結果になつたのではないかと思うのであります。その点は私も十分慎重に反省し、また検討もしたいといふふうに考えておるわけでございます。もちろんこの徒歩行進のところはぜひとも必要な訓練でありますので、今後ともいたしたいと思いますが、今回の不幸な経験にかんがみまして、その点は十分反省いたしましたし、いやしくも人命に危害の及ぶような結果となることのないよう、合理的な基礎の上に計画を作り、実施していくふうにいたしたいと思つております。

ひしひしと感ずるのですが、あなたの方の教育の基本方針はどうなつておられますか。

いま一つ、この伊丹部隊第七連隊一一番狂暴なことをしたようですが、伊丹部隊の現地の指揮しておった大佐長及び伊丹部隊の部隊長は、これは陸軍士官学校か何かをおそらく出たで、あなたの方で再教育を怠つておられるのではないかと思いますが、その人ほどこの出身ですか。

○増原政府委員 部隊の訓練は趣旨して、仰せになりましたように、われとしても正しい科学技術と申しますか、そういうものを取り入れて、小限の経費人員で最も効果のあるものをやろうという趣旨でやっておりましたことは、従来も長官から申し上げたところでございます。今度問題になりとした部隊は普通科部隊、いわば歩兵部隊なり、通信部隊という通信の部隊となり、衛生部隊という衛生の部隊なり、いろいろござります。問題になりますた部隊は、そういう意味で昔の兵科部隊なりますならば、歩兵の部隊に相当するもので、しかし従前と相當に違いますところは、若干の車両を持っておりますとして、全部一度には参りませんが、若干ずつは車両機動ができる。そうして通信機を相当に持っております、一々伝令で走っていくようなことをしないで、無線通信による指揮ができるものと大きいに面目を異にしておりますが、いわば歩兵科部隊のようなもので、単に車に乗っておっただけでは、

やはりからだが十分に強健にならない。困苦な状態のもので実力行動をするということのためには、やはり行進訓練というものは非常に重要であるといふ見地から、行進訓練を課しておるわけでございます。今度問題になりました第七連隊の第三大隊の隊長岡崎二佐は、陸軍士官学校あるいは海軍兵学校出身ではございません。

○細田委員 次長の御説明を伺うと、これはもちろんいろいろある。昔たつて歩兵もあれば工兵もある、重戦車の戦車部隊もあればいろいろあつたのですが、今あなたの御説明を聞くと昔でいう歩兵部隊に該当して、身体の強健をはからなくちやならぬ、これはもちろんそうです。そうですけれども、今は御承知のように、軍医というか何といふか知らぬが、疲労をはかるメータースら医者にあるのです。ここまでやらなくて、これはできるんです。そういうふうすると人命を犠牲にしてまでもからだを強健にするためだというのは本末を転倒している。これはもちろんあなたの意思ではないでしようけれども、しかしこれはどうなんですか、この二大隊と申しました人は旧陸軍の士官学校出じゃないという。これはおそらく伊丹部隊の隊長が計画したのでしよう。行進の計画をしたのはだれなんですか。その人の出身は何ですか。それからこういうことをするのだったら、あなたの方の御意思はよくわかりますが、これはあなたの方の幹部に対する教育それ自身がなつていないのでしょうか。やはり歩兵部隊なんだから昔の歩兵に該当する、こんなことを一生懸命やつておつたのでは、今あなたがおつしやるよう、無

電があるときに、お前一つこれから五里をかけていって伝令をしてこいというような間抜けたことをやって、結局間に合わない間の抜けた軍隊ができてしまう。あまりにもからだの強健というようなことに熱を入れて、結果が科部教育に欠けている点なんです。兵隊の身体の強健をはかる。それはかかるべき幹部の教育に私は欠けている点がかなりあるんじやないか。特に伺えれば士官学校でない、前の旧国軍時代の一億玉砕のような考え方はなかつた人だとすれば、なおさらこれはあなたの方の教育に欠けている点がある。ただ訓練せよ、昔のように馬車馬のように訓練すればいいということで、人格の尊重ということを忘れた弊に陥っている、結果はそうなつてゐる。この点私はあなたの方の教育にきわめて欠陥がある、こう考えるのが一つ。

それから今申し上げたように、この計画は伊丹部隊が計画しているのですが、その伊丹部隊の部隊長が、今言つたような弊に陥っているのじやないか、従つてこの人の出身学校を一つ伺いたい。

○増原政府委員 私の説明の言葉が足りなかつたかもしれません、ただ歩かせばいいというような教育のやり方をしているというふうに申したわけではないのです。全部一度に行けないということですが、相当の者は車にからだを鍛えておくということもあるわ乘っていくという両両を持つておる。ですから通常実力行動をする場合には、相當に車に乗つていくという形で演練をやる。しかし一方行進によつて

さて必要があるので、行進訓練をやつております。こういうことを申し上げたわけあります。

このたびの行進訓練については、計画者及び現地へ行って統裁をしました者、そして部隊長として部隊を指揮した者、そういうふうにそれぞれ分けてみますと、責任の区分がありますが、これにやはり万全を期し得たとは言いたい点も十分反省いたしておるわけあります。それで、責任の区分がござりますと、第三管区総監は旧士官学校、兵学校等のいわゆる正規将校ではございません。しかしその下の幕僚、第三部長この二人が補佐をして立てました責任者の第三管区総監は旧士官学校の卒業者でございますが、これはまことに人事局長から申してもらいますが、大綱の計画を立てました責任者の第三管区総監は旧士官学校、兵学校等のいわゆる正規将校ではございません。しかしその下の幕僚長が現地に参って統裁をやつたわけでございます。それから第二大隊隊長は先に申しましたように、いわゆる旧正規軍人ではございません。次の副幕長もそうではございません。次にいわゆる暴行問題で名前の出ております八幡二尉といふのも旧正規軍人出身ではございません。副大隊長は陸軍士官学校出身でございます。

が、幹部教育をおろそかにしておるのじやないかという点が、あなたの説明を聞いても何だかひしひしとこたえてくるが、幹部教育に対して士官学校に出に甘いと言うと露弊があるかもしませんが、全体の幹部諸君に対してあなたの方で教育に欠けている点がないか。そう思ふ時はございませんか。それから将来これを契機に何か改革する御意図があるか、この点を伺います。

○増原政府委員　警察予備隊として発足をいたしましたて以来、最初に入れましたのは、当時追放の関係で、いわゆる旧正規軍の人たちは入らなかつたわけです。そうでない人たちが入りました。その後二十六年の夏以後、追放が解除になりまして、年令その他の条件の適格な者は旧正規軍の人が入ってきただけです。この人たちは入りますときにはまず短期の訓練をやります。これは新憲法に基きまして民主主義国家日本としての、そうして防衛法、自衛隊法に基づくわが部隊のあり方といふものを基本として、講習、訓練をいたしました。そうして一応部隊につける。その後現在では各種学校、たとえば教育について申しますならば、富士学校、通信学校、整備学校、武器学校、業務学校、いろいろ学校がございまして、段階に応じて初等、高等というふうに分けまして、一時そこに入つて訓練をし、また部隊に出るといふふうにして、これは旧士官学校出でありますようが、そうでない者でもりましようが、同様の標準に基きまして訓練、再教育といいますか、そういうのをいたしておるやり方であります。このたびの事故にかんがみまして、もとより長官の御命令、御意向も

ございまして、こうした事項について
は将来具体的な計画遂行実施というよ
うな面についても十分な注意を促し、
これからさらに具体的な詳細な検討に
基く注意、指示、教育をいたすつもり
でございますが、人権を尊重すると
いう基本的な現在の建前に基く教育と
いうものを十分徹底をしてやりたい、
こういうふうに考えております。

陸士の五十九期、海兵の七十五期を含むということで統計をとつております。陸海空將二十六名中十四名であります。五四%。將補が一これはいたずらも昨年の十月現在でございますが、将補が六十九名中五十名、七二%でございますが、千三百六十二名中四百四十名、六二%、三佐――三等陸佐四百四十五名中二百八十九名、六五%、二佐、二等陸佐、二等海佐、二等空佐でございますが、千三百六十二名中五百五十一名、五一%、一尉――一等陸尉、二等海尉、一等空尉五千七百三名中二千八十名、三六%、二等陸尉、二等海尉、二等空尉五千百五十四名中一千三百三十一名、二二%、三尉――三等陸尉、三等海尉、三等空尉三千七百九十七名、五%、總計いたしまして一万九千五百八名中六千百五十二名、比率で申しますと三二%といふことに相なります。

す。そういう教範の骨子になるようななものを作の方々は、やはりこの佐官クレス以上の高級幹部の方々ではないかと思うのであります。いかがでございましょう。

○都村政府委員 お答えいたします。
教範の編さんに関しましては、その方
針につきまして防衛庁全体として十分
に審議、検討いたしました上で、陸上
幕僚長を通じまして関係の委員会を設
けまして、そこで編さん上の具体的な
細目を作り、それぞれ担当を設けまし
て、三十年以来やつておるわけでござ
います。御指摘のようなことに關しま
する御心配の点は、先ほど次長からも
御説明申し上げましたように、幹部に
つきましても十分新しい時代に即応す
る幹部教育をそれぞれ受けて参つてお
りますので、そのようなことはないと
確信いたしております。

○受田委員 私が心配いたしますのは、こうした教範のようなものを作る場合には、文官から入った方とかあるいは一般から入った人々ということになりますと、やはり専門的な知識に浅薄な面があるわけです、そこで旧軍人でかつての軍隊で教育を受けた人々が、かつての受けた教育を基礎にして、それをあくまで生かすという方向性の中に立つことになることは、自然の姿だと思います。そういう人々が新しい教範を編さんして、その背景にかつての軍隊精神を盛り込むような形に持っていくおそれがあると思うのですがござりますが、この点について防衛庁長官は、この教範の作成について監督をされて、かつての旧軍人の銳いところをいかんとされた形で現われるかどうか

かについて、いかなる御信念をもつて
当られようとするかを御教明願いたい
のであります。

ていく過程において、頭の方では旧軍人で鼻息の荒い人がでんと控えて土性骨を入れようという姿に立っている、これが私現実の自衛隊の幹部図ではないかと思うのであります。この際教範の内容にどういふものがあるか。これは極めてわたるものではないと思ふのでございますが、現に検討中の教範の内容等についてお漏らしただけることができるならば、資料として御提出いただいたならば大へん仕合せだと思うのでありまするが、いかがでございましょう。

ました後に、各大隊から若干の者を選抜いたしまして、射撃訓練をやるという計画であったようあります。それをとりやめております。

○愛田委員　あの疲れた体で実弾射撃演習をやることになるところはもう大へんだと私も現地で確認したわけでございます。しかも途中で行進コースを渠にするために経路変更もされておる。もちろん雨という特殊な事情もありましたにせよ、当初からこの演習計画に無理があったことを私現地を全部踏破いたしまして強く感じたのでござります。そこでこの実弾射撃をとりやめて、途中で経路変更までして隊員の負担を軽くするところの努力をしたにかかわらずこの犠牲が出たというところに、自衛隊の訓練方針あるいは訓練計画というものに常に無理がひそでいるのではないか、それがたまたま今回こういう具体的な犠牲者が出たので表面化したのであって、平素もこれに準ずるようなやり方がひそんでいるのではないかということを私痛感するのであります。もちろん部隊の訓練はこれは自衛隊の一つの目標でありますから、訓練のできないない自衛隊はそれは用をなきことはわかります。わかりますが、その訓練の度合いというものが、隊員の体力及び部隊の全体の雰囲気、そういうものによって常られたと批判される結果にもなる。あたたかい愛情がひそんだ部隊でなくして権力組織としての軍隊であるといふことに私はなると思う。この点につきまして防衛庁長官、自衛隊というも

のは権力組織体である、これを認めになっておられると思いますが、さようお認めになつてよろしいか。権力団体であり権力組織体である。そして同時にこの権力団体、権力組織体は、これはあたたかい愛が奥にひそまざる限り権力の乱用になるというおそれがあることもお認めになるかどうか、御答弁願いたいと思います。

○小瀧国務大臣 権力組織体というのは正確にどういうことかわかりませんけれども、もちろん部隊として訓練もしなければならない、階級というものは存在しているということは、その通りであります。そうして規律を厳重にしなければならない。そうして上官の命令に服さなければならぬわけであります、これは部隊の特質上当然のことであります。しかしながらその指揮者はあくまで指揮者としての良識を持つて、その間においてあなたのおっしゃいますような権力の乱用というようなものは、いやしくも許すべからざることであります。これも先ほどから御指摘の通り今の時代にふさわしい、ほんとに皆さんから信頼を受ける自衛隊として規律ある部隊が成長していくなければならないと思いますので、その意味で努力いたしたいと考えております。

「愛情は要らないか」と呼ぶ者あり

○受田委員 私はこの自衛隊の中に、特に志願兵制度でできた自衛隊といふ以上は、かつての権力乱用がほしいまにされた旧軍隊とは違った要素が必要だと思うのです。しかしされば自衛隊はやがて権力乱用の犠牲者が相次い

で現われて、微兵制度をしかざれば自衛隊が存在できないような状態に立ち至ると私は思います。いかがでございましょうか。

○小瀧國務大臣 私もその点を先ほど申し述べたつおりでござります。志願制度によつておることもあるし、信頼せられる自衛隊でなかつたならば、とうていこの組織を維持することはできないということを申し上げたのであります。先ほどはたかう愛情というものは要らないかとおっしゃいましたけれども、私の申しましての言葉の中には当然そういうものがなかつたならばこの組織はりっぱに成長しえないのであるうというように信じます。今愛田さんのおつしやいました点をそのまま受け取るのであります。その気持で進んでいこうというのが私の決意であります。

○愛田委員 現に私の憂慮するところは、小瀧さんが防衛庁長官に就任せられて以来、相次いで從来見ることのできなかつたような悲惨なる事態が幾つも現わってきた。いわんや今回死の航空という言葉を、私この前の死の行軍の御質問をするときに、空にも死の航空といふそれがあり得るということが起りました。明らかに今回の死の航空は、死の行軍として批判されるよろうな重大な問題で、死の行軍、死の航空と相次いで自衛隊に襲いかかるこの悲しき事態は、今後ありいく自衛隊の姿の上に暗い影を投げたものだと断定せざるを得ないと思ひます。私は、発足間もなくして警察予備隊から七年間にかけてのオタマジャクシが今日はオヒ

キガエルになつて世界に君臨せんとするつあるこの事態において、(笑)それもあるし、信頼せられる自衛隊でなかつたならば、とうていこの組織を維持することはできないということを申し上げたのであります。先ほど私が夢団体としての本領を發揮する目を招くおそれがあると思うのでありますが、總司令官であるあなたが、方針をお誤まり申し上げた、自衛隊は微兵制度の権力申しあげたのを承わりたいと思います。

○小瀧國務大臣 まことにその通りでございます。ことに今度私が就任いたしました以来いろいろな問題が起りましたので、ますますもつ私の責任の重かつ大であることを自覚いたしております。この美保湾の周辺には救命艇すら一隻もなかった、助かる隊員すらも助けることができなかつたと慨嘆久しゆうする声を聞いております。おせん立てがでてやらなければならなかつたにもかかわらず、今回の事件を見ますると、あ

は、そういう山があつてもあれほど低い山があるということもあります。でも、実はあそこの地形から考へると、西側においては、そのぎわめて近くに百二十フィートのところにおきまして今御指摘の、たとえばGCAが不完結論的なことはこの審査会の方の結果を見ておきますので、その結論が出来ます前に、ただいま現地で詳細なる審査に当つて済むのであろうと思います。なぜかと申しますと、今回の死の航空につきまして、この間私が注意申し上げたことをよく聞いていただいたらば、事故も起らなかつたかもしれない。なぜかというと、疲労した操縦者が誤って操縦させないように注意すると

いうことと、同時に環境を整えてやることとの常にあるたかい心づかいをしましたので、ますますもつ私の責任の重かつ大であることを自覚いたしております。ことに今度私が就任いたしましたのであります。皆さんの御支援によってぜひこの職責を全ういたしていきたいと考えておる次第でござります。

○愛田委員 私は自衛隊の方々が、ここにおいて内局の局長さん、官房長さんたち、参事官として、あなたの部下として、長官の補佐官として次長を置かれ、名参事官を置いておられることに対しても敬意を表します。この前も申し上げた通り、御多忙の中をさして長官以下次長、参事官と漏れなく御出席になって、国会の答弁に立たれておるのであるから、その救命具を用いて脱出する道もあつたと思ひます。が、深い注意を怠つて死の航空たらしめた責任は、防衛庁の首腦部の方針の不徹底というところにも原因があると思うのであります。が、總司令官である防衛庁長官の御意見はいかがでございましょうか。

○小瀧國務大臣 私のただいまの感じでは、今回の美保における不詳なできを表します。しかし今世間は自衛隊に對して非常に大きな批判をしておるのを申し上げて御注意した直後に、こういう事件が起りました。明らかに今回の死の航空として批判されるよろうな重大な問題で、死の行軍、死の航空と相次いで自衛隊に襲いかかるこの悲しき事態は、今後ありいく自衛隊の姿の上に暗い影を投げたものだと断定せざるを得ないと思ひます。私は、発足間もなくして警察予備隊から七年間にかけてのオタマジャクシが今日はオヒ

はあの状況から判断いたしまするとなつたかに察せられるのであります。ただいま現地で詳細なる審査に当つて済むのであろうと思います。なぜかと申しますと、この間私が注意申し上げたことをよく聞いていただいたらば、事故も起らなかつたかもしれない。なぜかというと、疲労した操縦者が誤って操縦させないように注意すると

いうことと、同時に環境を整えてやることとの常にあるたかい心づかいをしましたので、その結論が出来ます前に、ただいま現地で詳細なる審査に当つて済むのであろうと思います。なぜかと申しますと、この間私が注意申し上げたことをよく聞いていただいたらば、事故も起らなかつたかもしれない。なぜかというと、疲労した操縦者が誤って操縦させないように注意すると

ことで、多忙であるかもしれないの
で、そこで日曜日に全国から集まつて
もらって、朝から晩まで君たちと話を
して私の気持を伝えるからということ
を言っておるわけでありまして、今御
指摘のようなことが十分徹底いたしま
すよう万全を期したいと考えております。

○小瀬国務大臣 救命具はもちろん飛行機に備わっているということを申し上げたのであります。ただ急にばとしました瞬間に、救命具があつてもここにこうかけるという余裕がなかつたであります。私は今中間報告的に私の感想を申し上げたのであります。

なお救命艇につきましては予算はとつてありますけれども、なかなか購入などに事実上時間がかかつておつて、はなはだ遺憾であるという内情をぶちまけて申した次第でござります。

○細田委員 これは次長に伺うのですが、高速救命艇は確かに衆議院の決算、参議院でも問題になつた。それであなたの方はノイローゼにかかるつてお

能であるようないい情報がありました
が、その後それが見込みがないということ
ことになり、また最近になりまして性
与の見込みが若干あるというふうなこ
とで、今具体的にぜひ供与してくれと
いう形で、この問題は一生懸命折衝を
いたしておりますという段階でございまし
て、現実にはそこに救命艇の備えがな
かつたことはまさに遺憾に存じてお
るわけでございます。ゴム・ボート、
救命いかだその他のものは持つていま
したので、そういうもので自衛隊とし
ては救助その他の措置に出かけ、消防
団、警察、海上保安庁等の援助を得て
処置に当つたというのが今度の実情で
ございます。

前に民間人まで乗せて飛び回るのだと
いう考え方では、あなたはずいぶん早
生きすると思う。まあこの点は余分で
すが、高速救命艇についてさらにまた
蒸し返されることは困るので、あなたの
イローダーを救うために、この高速救命
艇をあなたはどういうふうにお考えに
なつておるか最後に伺つておきます。

○小瀧国務大臣 いろいろ技術的なこと
とはありますしあが、とにかく私が申
し上げましたのは三十一年度の予算か
載っております三隻であります。しか
し事實上の調達はエンジン問題でひ
かかっておりますので、三十一年度内
には調達できないだろうけれども、で
きるだけ早くこれを調達させるとい
うまでの取り計らいの次第を申し上
げたのであります。

も旅行いたしました。なるほど乗つてみると気持が悪い。（笑声）けれども、対安全だという御説明がありましたので、われわれはその防衛庁当局の御説明に信頼して搭乗したのです。ところが、おりるときの救命具をつけたやり方は教えてくれたのでございませんが、一般民間人がすぐ習おうたてなかなか覚えられないのです。それで、あのとき乗つておられた一般民間人なども、突入しそうだというときにつけける方法も知らなかつたのじやないか。また着陸前には救命具をつければならないということになつておつたと思っておりましたのに、そぞらもやつておらないところを見ると、非常にルーズに人命が取り扱われておつたということが言えると思ふ。

うして二百五十億だとか二百八十億だとかいつて繰り越しておる。
それからいま一つ民間人が乗っているのに
それにおかつ救命袋も持たせなかつた。これは初めて聞いたのですが、これ
は確かに人命軽視ですよ。しかし高
速救急艇のことは、問題は別です。十
万五百円であったものを千二百五十分
円で買うというから問題になる。これ
ばかりにあなたのことろへかかってき
たらあなただって問題にするでしょ
う。そういうことは理由にならぬです
よ。そんなら国会なんかやめた方がい
い。そうでしょう。十万五百円のもの
を千二百五十万円でなおかつ適當だと
いうばかなことを言うから決算でも問
題になるので、これはあなただって問
題にするでしょう。これでいじめられ
たからノイローゼになつている、とん
でもない話だ。もう一度お答え願い

る。基地の周辺、特にあの海の近所で
ある周辺にアメリカ軍が置いておった
のを引き揚げたあと、日本の自衛隊は
ノイローゼの結果配置しないのです
か。その点、衆議院の決算で問題に
なった後のこと伺います。

○増原政夫委員 決算の方であるいは
御承知かと思いますが、決算委員会で
も例の問題のパッカード・エンジンは
買わない方がいいだろうという申し出
がありました。当時の長官もあのエン
ジンを買うことは十分考えて適當な措
置をとりたい、具体的には米軍から供
与を受けるよう努力するといふう
に申したわけあります。その後米軍
の方へ引き続き折衝をいたしておりま
して、米軍から適當なエンジンあるい
はエンジン付の救命艇というものを供
与してもらうように自後折衝を続けて
おるわけでございます。内部的な経過
を申しますると、八、九月ごろ供与可

ことを申し上げたが、もう一つ高速救助艇は、御承知のようにガソリン・エンジンで四十ノット、四十五ノット用いるといつても、飛行機に追撃されてみると機銃掃射を受けたら、ガソリンが爆発して救命すべきものが救命される立場になる。だからこれが問題になつてディーゼルではなくてはだめだという結論に立つてアメリカ軍がやめた。そんなアメリカの要らないものを千二百五十万円も金を出して買うというふうなべらぼうなことをやるから衆議院で問題にしたのです。その点は防衛省で長官よほど長生きすると思うのは、あなたは予算にも載つておつてこれからやる、こう言うのでしょうか。予算に載せておるもののは三十二年四月一日から話です。この救助艇がどの程度の予算になつておるかまだ私は拝見していないが、三十二年度から予算に載せておるのに、三十一年度から、四月一日

○愛田委員 もうそろそろ時間が来なさい。
ようでありますから、質問は明日以後
に譲ることにしたいと思いますが、お
しまいに一言申し添えておきたいことがあります。
がります。実はこのC46輸送機は、ふ
う三十年に米軍から供与されて以来問
題になつておつた。昨年の三月、四月ご
ろに世論機関である新聞その他にも相
当批判的な報道がされておつた。昨年
四月に内閣委員会をあげてこのC46輸
送機に乗つて九州の自衛隊巡察をや
うと特に私が強力に申し入れた。ところ
が自民党の方があそれて、おれは乗
らぬ乗らぬと言われてやめてしまつ
た。そういういわくつきのものです。
それでともかく自衛隊の視察は実行で
きなかつた。かかるところ七月には、
しなくも北海道の自衛隊の方の招きを
受けまして、ここにおられる林防衛局長
の御案内で私は勇を鼓して北海道に
行って参りました。またその後九州へ

す。そういう意味で、少くとも世間でいふと
非常に非難されたいわくつきの飛行機
であるだけに、念には念を入れて不出
意なことがないよう準備をして、こ
りるときには経路変更のことも着陸場
の変更のことも考えられるし、いわく
や落下傘部隊を運ぶ飛行機であります
から、おりるときの訓練ぐらいやつて
人命を大事にする方法をとつてもら
たかったものです。そこにあまりにこ
安易に人命を考える傾向が死の航空主
実現せしめた結果になつた。私は今に
して顧みるのに、あれだけ御注意申
上げておいたのに、それを実行された
かったことを殘念に思うし、世論がか
びしく批判をしているときには、防衛
省は耳を傾ける。こうなければならぬ
と思うのです。最近起つた自衛隊のこ

られた事件が幾つもあります。ただ高級救命艇の場合は、世論に遠慮して遂に製造を手おくれにせしめたという嘆きはござりますけれども、概して言うならば、世論に耳を傾けてやるときに、國民の自衛隊として間違いのない方向にいくだろうと思うのです。防衛庁長官、あなたがせっかくこうして三軍を指揮叱咤激励せられる最高司令官になられた今日、顧わくば、日本の自衛隊のはんとうの姿を、自民黨の政府としては、自民黨の政府なりに、國民の自衛隊として間違いのないように十分の御注意と御努力をせられる必要があると思います。私は事件のあとを追っかけていくこの悲しい質疑応答に對して深い反省と嘆きを持っております。されどこの問題をこのまま放置するときには、病膏肓に入つて、自衛隊の行方は奈落の底であるということを断言せざるを得ないと思うのです。きょうも「かたえくば」という欄にこういう皮肉が書いてございました。

す。やはり過去のいいところも取り入れ、そして行き過ぎもあつたのであります。そこで、過去のこの間の戦争において欠点がわかつてゐるのですから、教育の面においてもそういう点を勇敢に改めて、そしてりっぱな自衛隊を作ることにやつていただきぬと、あるうことにやつていただかねど、あるうことはせつかく一生懸命にやつている方々たちがディスクアリッジされるようなことがないように、特に御注意をお願いいたしたいと思います。

○小瀧国務大臣　ただいまの御注意を承わりまして、十分その趣旨を徹底させたいと存じます。

ただ一言、報道関係の方もいらっしゃいますので、一つ受田さんのおつしゃいましたC-46が非常に古くて悪いとおっしゃいました点について、私の調べましたところを——もちろん製造がされましたからは期間がたつておりますけれども、たとえば、この問題になりました飛行機にいたしましても、オーバーホールが済んでから千二百八十八時間という程度であります。他的是現に民間航空などで使つておられる飛行機に比して特に古いというわけのめのではないのであります。しかもまた事故につきましても、供与を受けましたから自衛隊においては三回事故があつたのであります。その一つは御指摘の築城から羽田に帰るときにエンジンが故障を起したということ、また美保の基地においては胴体着陸をしてから事故があつたようでございます。この三つの事故がございまして、今度の事故は特に遺憾千万であります。これはレコードとしてはよくはないいかない事故が、もしませんが、航空事故として今度

のを除きますすれば、それほど他の種に比してこれが特に悪かったということは考えられないのです。本日のニッポン・タイムズでも、極東軍の方でスポーツマンが正式に発表しておるところを見ましても、極東軍においても、また同様米本国においても、C 46を使つておりますが、大体二万航空時間に対し一度の事故を起しておると、いうレコードのようであります。ことに昨一九五六年においては、このC 46の航空時間が十万時間であったのに対し、その間には人命に関するような事故は一度も起してないということを発表いたしておるのでございまして、もちろんこれは人命に関することでありますから、真剣に研究させたいと考えますけれども、今直ちにC 46が非常によくない飛行機であるというようには即断いたしかねます。御趣旨のほどはよく体して今後研究させます。が、この点は、報道機関の方をおられますので、この際一言申し添えておきたいと思います。

諸君は、いろいろ規則があつて補償なんか受けられる、あるいは二階級特進などを何とかいったものがあると思うが、民間人に対して、あなたの方はどういうふうな手当というか、賠償といふか、補償の御用意があるか、その辺を伺います。

○北島政府委員　今回の事件に関して、なくなられましたと想定されますが、民間人の方二名に対する国の賠償責任の問題であります。この点は、たゞいま事故調査委員会において原因の調査をいたしておりますので、この原因によって適用される法規があるのは異なるのではないか、こう考えております。かりに、もし操縦士等の自衛隊の職員の公務執行中の過失に基くものでござりますれば、國は民法第七百五十五条の規定によりして、使用者としての責任を負うべきでございます。それから、かりに自衛隊の職員には過失がなきといいたしましても、航空機自体に瑕疵があったとしても、航空機自身に損害を与えたときは、國または地方公共団体は、賠償する責任がござります。法律関係から申しますれば、そのようなことに相なるかと思います。そして賠償の基準といたしましては、自衛隊、防衛庁の内部におきまして、軍は米軍の行為によりまして民間人に損害を与えた場合の基準に準じまして同一の基準を作っております。この基準は同時にまた國家公務員災害補償法に基く補償あるいは労働者災害補償保険法に基く補償とほとんど同一基準でございまして、ただいまのような事故の

○細田委員 少しあなたのお考えは甘いような感じがするのですが、こういう飛行機に乗った責任自体をあなたは少くとも今御説明にならなかつた。あるいはあなたの方でどんな事故が起きてもおれの方は責任は負はないぞといふ一札をとつておるかもしない。しかし乗つたって過失の場合は問題だが、過失でないとしても、こういう民間の人たち——いかに情報機関といえどもこれを乗したという責任によって賠償の結果が若干違つてくると思う。これをどういうふうにお考えになつておるか。

○北島政府委員 自衛隊側におきまして無理に乗つていただいたものではございません。御当人が乗りたいといふので、長官までの承認を経てその申し出に応じたわけであります。その点につきましては防衛庁といたしましては責任はないと考えております。ただこれがもし、ただいま申しましたように、航空機の故障であります場合には、航空機も公の營造物の一種でござりますので、国家賠償法第二条の規定の適用があり、あるいはまたもし搭乗員の過失によるものでありますれば、民法第七百五十五条の規定によつて防衛庁は損害賠償の責任があると考えておる次第でございます。

○細田委員 私は希望するしないといふことは、民法上の、あるいは国家賠償法上の補償の判断に大した影響はないとと思う。というのは、それだからこそ、あなたの方は乗せる場合は長官ま

での承認を受けるわけです。希望したこということではなくして、乗したとかと思う。相当問題どころではないか。この点あなたのさらに御意見を伺いたい。

○北島政府委員 私の個人的法律的知識の範囲内におきましては、先ほど申し上げた通りでありまして、ただ乗ったがための責任ということはないように考えております。それが航空機の故障に基く場合は、先ほど申しますように国家賠償法、操縦士の故意または過失による場合は民法第七百五十五条によつて防衛庁は責任を負うものと考えております。

○細田委員 それでは私はさらにこの問題は若干調べて参りまして、次にお質問することにいたします。

○相川委員長 次会は明八日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十四分散会

第一類第一号

内閣委員会議録第十四号

昭和三十二年三月七日

二〇

昭和三十一年三月九日印刷

昭和三十二年三月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局